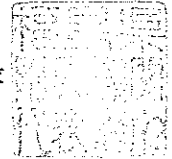




18環審第11号
平成19年 2月15日

福島県知事 様

福島県環境審議会議長

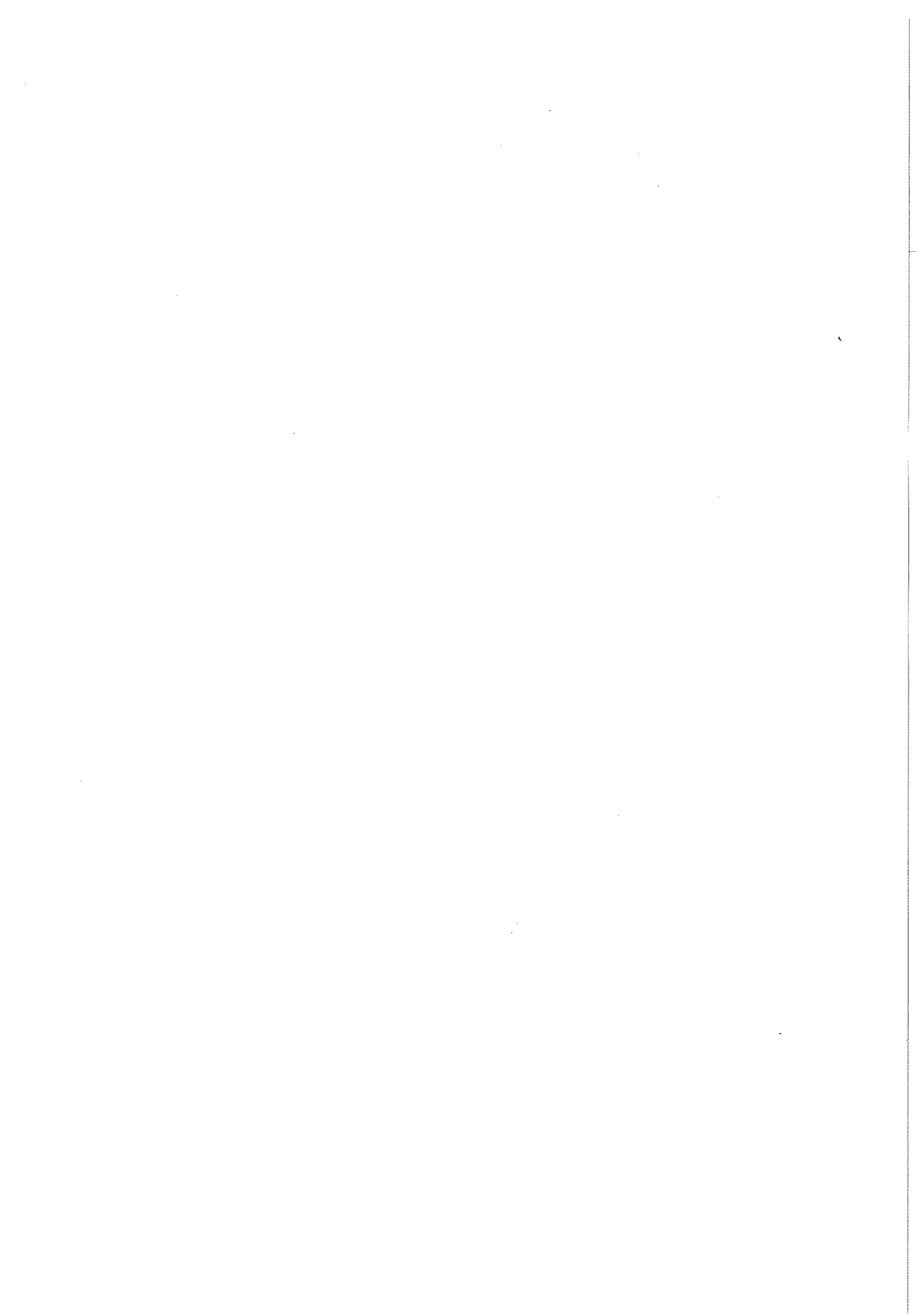


平成19年度水質測定計画について（答申）

平成19年2月2日付け18環保第2155号で諮問のありました下記事項については、審議の結果、原案を適当と認めます。

記

平成19年度水質測定計画（平成19年度公共用水域水質測定計画及び平成19年度地下水の水質測定計画）について



平成19年度

水 質 測 定 計 画

平成19年度 公共用水域水質測定計画
平成19年度 地下水の水質測定計画

福 島 県

目 次

I 平成19年度公共用水域水質測定計画

1 目 的	1
2 測 定 期 間	1
3 対象水域及び測定地点数	1
4 測 定 項 目	1
5 測 定 機 関	1
6 調 査 方 法	1
7 測定方法及び報告下限値等	2
8 測定地点別測定項目	2
9 測定結果の報告	2
10 公 表	2
11 その他の調査	2
12 そ の 他	2
別表-1 対象水域及び測定地点数	3
別表-2 水質測定項目	5
別表-3 測定方法、報告下限値及び検水量	6
水質異常時における測定結果表	10
別表-4 測定地点別測定項目一覧表(河川)	12
別表-5 測定地点別測定項目一覧表(湖沼)	32
別表-6 測定地点別測定項目一覧表(海域)	36
別表-7 要監視項目の測定	42
別表-8 トリハロメタン生成能の測定	43
別表-9 猪苗代湖補足調査	44
調査地点図 平成18年度 水質測定計画地点図(全県)	45
調査地点図 阿賀野川水系(1)～(3)	46
調査地点図 阿武隈川水系(1)～(2)	49
調査地点図 浜通り水域(1)～(2)	51
調査地点図 黒川及び久慈川	53
調査地点図 相馬港及び相馬地先海域、相双地区地先海域、原町市地先海域、松川浦	54
調査地点図 相双地区地先海域、いわき市地先海域、常磐沿岸海域(小名浜港沖を含む)、 小名浜港等	55
環境基準の水域類型指定一覧表	56
環境基準	62
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	62
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	63
要監視項目及び指針値(人の健康の保護に関するもの)	68
要監視項目の水域類型及び指針値(水生生物の保全に係るもの)	68

II 平成19年度地下水の水質測定計画

1	目 的	69
2	測 定 期 間	69
3	調査の種類	69
4	測定地点数及び測定地点	69
5	測 定 項 目	70
6	測 定 機 関	70
7	測 定 方 法	70
8	測定結果の評価	70
9	測定結果の報告	71
10	公 表	71
11	そ の 他	71
12	参 考	71
	別表-1 平成19年度地下水の水質測定地点数(1 概況調査、2 定期モニタリング調査)	72
	別表-2 概況調査-メッシュ調査 測定地点一覧表	73
	別表-3 概況調査-有害物質使用等工場・事業場周辺調査 測定地点一覧表	74
	別表-4 定期モニタリング調査 測定地点一覧表	75
	別表-5 測定方法及び報告下限値	81
	別表-6 地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準	83
	地下水の水質測定結果表(報告下限値以上の値を検出した場合)	84
	調査地点図 平成19年度地下水の水質測定地点図(概況調査:メッシュ調査)	85
	調査地点図 平成19年度地下水の水質測定地点図 (概況調査:有害物質使用等工場・事業場周辺調査)	86
	調査地点図 平成19年度地下水の水質測定地点図(定期モニタリング調査)	87



I 平成19年度公共用水域水質測定計画

1 目 的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、福島県内の公共用水域の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

2 測 定 期 間

平成19年4月から平成20年3月までとする。

3 対象水域及び測定地点数

対象水域及び測定地点数は、別表-1のとおりとする。

4 測 定 項 目

測定項目は、別表-2のとおりとする。

5 測 定 機 関

測定機関は、国土交通省、福島県、福島市、郡山市及びいわき市とする。

6 調 査 方 法

調査方法は、「水質調査方法(昭和46年9月30日付け環境庁水質保全局長通知環水管第30号)」に準拠するが、採水日及び採水部位については次のとおりとする。

(1) 採 水 日

採水日は、採水日前において、比較的晴天が続き水質の安定している日を選ぶものとする。

(2) 採 水 部 位

ア 河川については、原則として流心部の表層水を採水するものとするが、河川合流点下流又は汚水流入点下流などであって、偏流の著しい場合は2点以上で採水し、それらを等量混合して1検体とする。

イ 湖沼については、原則として水域毎に定められた深度別に採水を行うものとする。ただし、大腸菌群数、プランクトン及びクロロフィルaについては表層から採水したものを検体とする。

ウ 海域については、原則として表層(海面下0.5m)、下層(海面下10m)の2層で採水しこれを等量混合して1検体とする。

ただし、油分、大腸菌群数及びクロロフィルaについては表層から採水したものを検体とする。
なお、全水深が10m未満の場合は、表層のみの採水とする。

7 測定方法及び報告下限値等

測定方法及び報告下限値等は、別表-3のとおりとする。

また、有効数字及び報告下限値の桁を下回る桁については切り捨て、pHについては小数第2位を四捨五入する。

8 測定地点別測定項目

測定地点別測定項目は、別表-4、別表-5及び別表-6のとおりとする。

9 測定結果の報告

(1) 測定結果は、「公共用水域水質測定結果電算入力要領」に基づき電算入力を行い、電子ファイルにより、測定月の翌月25日までに福島県生活環境部長に報告するものとする。

なお、報告にあたっては、フロッピーディスク送付によるか電子メール送付によるものとする。

(2) 測定の結果、健康項目について「人の健康の保護に関する環境基準」を超える数値を検出した場合は、水質異常時における測定結果表により速やかに福島県生活環境部長に連絡するものとする。

10 公 表

福島県知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、平成19年度公共用水域水質測定計画による測定結果を平成20年7月末日までに公表するものとする。

11 その他の調査

(1) 要監視項目の測定

要監視項目の測定については、知見の集積を図るため、別表-7のとおり実施するものとする。

(2) トリハロメタン生成能の測定

特定水道利水障害の防止のための水道水源の水質の保全に関する特別措置法第24条に基づくトリハロメタン生成能の測定を、水道の取水がなされている水域又はその上流の水域で、別表-8のとおり実施するものとする。

(3) 猪苗代湖の補足調査

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画に基づく各種施策の進捗状況を把握するため、猪苗代湖岸周辺の水質の測定を別表-9のとおり実施するものとする。

12 そ の 他

本計画に定めのない細部事項については、関係機関が協議のうえ定めるものとする。

別表-1

対象水域及び測定地点数

水域区分	水系名	河川名(測定地点数)	計
河川	阿賀野川	阿賀野川(6) 只見川(2) 伊南川(2) 田付川(2) 宮川(1) 旧宮川(1) 濁川(2) 押切川(1) 日橋川(1) 湯川(3) 旧湯川(1) 大塩川(1) 湊川(1) 高橋川(1) 小黒川(1) 長瀬川(1) 酸川(1) 舟津川(1) 菅川(1) 常夏川(1) 大江川(1)	21 (32)
	阿武隈川	阿武隈川(10) 広瀬川(3) 小国川(1) 産ヶ沢川(1) 東根川(1) 滝川(1) 佐久間川(1) 摺上川(2) 八反田川(1) 松川(1) 荒川(2) 須川(1) 濁川(2) 水原川(1) 女神川(1) 移川(1) 油井川(1) 杉田川(1) 五百川(3) 逢瀬川(3) 藤田川(1) 桜川(1) 亀田川(1) 大滝根川(2) 谷田川(1) 牧野川(1) 笹原川(1) 滑川(1) 釈迦堂川(2) 社川(2) 今出川(1) 北須川(1) 藤野川(1) 谷津田川(1) 堀川(1) 泉川(1) 鯉川(1) 六角川(1)	38 (59)
	那珂川	黒川(1)	1(1)
	久慈川	久慈川(2) 川上川(1)	2(3)
	地蔵川	地蔵川(1)	1(1)
	小泉川	小泉川(2)	1(2)
	宇多川	宇多川(2)	1(2)
	真野川	真野川(2)	1(2)
	新田川	新田川(2)	1(2)
	太田川	太田川(1)	1(1)
	小高川	小高川(2)	1(2)
	請戸川	請戸川(2) 高瀬川(1)	2(3)
	前田川	前田川(1)	1(1)
	熊川	熊川(1)	1(1)
	富岡川	富岡川(1)	1(1)
	井出川	井出川(1)	1(1)
	木戸川	木戸川(3)	1(3)
	浅見川	浅見川(2)	1(2)
	大久川	大久川(1) 小久川(1)	2(2)
	境川	境川(1)	1(1)
	夏井川	夏井川(3) 好間川(2) 新川(2) 仁井田川(2)	4(9)
	滑津川	滑津川(1)	1(1)
	神白川	神白川(1)	1(1)
	藤原川	藤原川(3) 失田川(1) 宝珠院川(1) 湯本川(1)	4(6)
	鮫川	鮫川(2) 四時川(2) 渋川(1)	3(5)
	蛭田川	蛭田川(2)	1(2)
	計		94 河川(111水域) 146 地点

区分	項目	測定方法	検水量	表示方法				
				単位	報告下限値	報告下限値未満の記載方法	有効数字最大桁数	有効数字最小の位
その他の項目	アンモニア性窒素	規格42.1及び42.2に定める方法。	250mL	N-mg/L	0.1	<0.1	3桁	小数点以下1桁
	E P N	平成11年3月12日付け環水企第89号,環水管第69号,環水規第79号環境庁水質保全局企画課地下水・地盤環境室長、水質管理課長、水質規制課長通知による。	1,000mL	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下4桁
	オルトリン酸態磷	告示に掲げる方法。(分解操作を除く。)	50mL	P-mg/L	0.003	<0.003	3桁	小数点以下3桁
	塩素イオン	規格35に定める方法。	100mL	mg/L	2	<2	〃	整数(1の位)
	硫酸イオン	規格41に定める方法。	10mL	〃	5	<5	〃	〃
	アルミニウム及びその化合物	規格58.3及び58.4に定める方法	50mL	〃	0.01	<0.01	2桁	小数点以下2桁
	MBAS	規格30.1に定める方法。	100mL	〃	0.01	<0.01	3桁	小数点以下2桁
	クロロフィルa	環境庁企画調整局編・水質汚濁物質の測定分析に掲げる方法。	1,000～5,000mL	μg/L	1	<1.0E00	2桁	小数点以下1桁
	プランクトン	海洋観測指針(日本気象協会)に掲げる方法。	-	-	-	-	-	-
	導電率	規格13に定める方法。	-	μS/cm	1	<1	-	整数(1の位)
トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能	平成6年7月14日付け環水管第149号,環水規第163号,水質管理課長、水質規制課長通知による。	-	mg/L	0.004	<0.004	2桁	小数点以下3桁
	クロロホルム生成能	〃	2,000mL	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	ブロモジクロロメタン生成能	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ジブロモクロロメタン生成能	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ブロモホルム生成能	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
要監視項目	クロロホルム	平成11年3月12日付け環水企第89号,環水管第69号,環水規第79号環境庁水質保全局企画課地下水・地盤環境室長、水質管理課長、水質規制課長通知による。	250mL	〃	0.0006	<0.0006	〃	小数点以下4桁
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	〃	0.004	<0.004	〃	小数点以下3桁
	1,2-ジクロロプロパン	〃	〃	〃	0.006	<0.006	〃	〃
	p-ジクロロベンゼン	〃	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
	イソキサチオン	〃	1,000mL	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	ダイアジノン	〃	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃
	フェントロチオン	〃	〃	〃	0.0003	<0.0003	〃	〃
	イソプロチオラン	〃	〃	〃	0.004	<0.004	〃	小数点以下3桁
	オキシシン銅	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	クロロタロニル	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	プロピザミド	〃	〃	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	ジクロロボス	〃	〃	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
フェノブカルブ	〃	〃	〃	0.002	<0.002	〃	〃	

区分	項目	測定方法	検水量	表示方法				
				単位	報告下限値	報告下限値未満の記載方法	有効数字最大桁数	有効数字最小の位
要監視項目	イプロベンホス	平成11年3月12日付け環水企第89号,環水管第69号,環水規第79号環境庁水質保全局企画課地下水・地盤環境室長、水質管理課長、水質規制課長通知による。	1,000mL	mg/L	0.0008	<0.0008	2桁	小数点以下4桁
	クロルニトロフェン	〃	〃	〃	0.0001	<0.0001	〃	〃
	トルエン	〃	250mL	〃	0.06	<0.06	〃	小数点以下2桁
	キシレン	〃	〃	〃	0.04	<0.04	〃	〃
	フタル酸ジエチルヘキシル	〃	40mL	〃	0.006	<0.006	〃	小数点以下3桁
	ニッケル	〃	200mL	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	モリブデン	〃	〃	〃	0.007	<0.007	〃	〃
	アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知による。	100mL	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	フェノール	平成15年11月5日付け環水企発第031105001号環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知による。	50mL	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
	ホルムアルデヒド	〃	〃	〃	0.003	<0.003	〃	〃
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知による。	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	エビグロロヒドリン	〃	〃	〃	0.00004	<0.00004	〃	小数点以下5桁
	1,4-ジオキサン	〃	200~500mL	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
	全マンガン	〃	200mL	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
ウラン	〃	100~1,000mL	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁	

(注) 告示とは、昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号をいう。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値については、環境庁告示により硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の合計値で示されており、報告下限値については、平成11年3月12日付け環水規第80号環境庁水質保全局長通知により、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素それぞれの定量限界値を設定し、それぞれの報告下限値を合計した値を下限とすることになっている。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素それぞれの報告下限値未満の場合に、報告下限値未満とすることになっている。

そのため、福島県においては硝酸性窒素の報告下限値(0.1)及び亜硝酸性窒素の報告下限値(0.1)の合計値(0.2)を報告下限値とする。

水質異常時における測定結果表

1	採水機関名		5	分析機関名	
2	水 域 名		6	環境基準類型	
3	採水地点		7	測定計画番号	
4	採水月・日・時刻		8	分析月日	
9	基準を超えた項目				
10	測 定 値				
11	基 準 値				
(具体的な状況)					



項目一覧表(河川)

定 項 目																							備 考													
健 康 項 目													そ の 他 の 項 目																							
Cd	CN	Pb	Cr6+	As	THg	AHg	PCB	TCE	POE	MC	四塩化炭素	ジクロロメタン	1.1.2-トリクロロエタン	1.1.1-トリクロロエチレン	1.1.2-ジクロロエチレン	1.3-ジクロロプロペン	シマジン	テトラム	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	NO3-N+NO2-N	F	B	アンモニウム態窒素	オルト磷酸態燐	EPN	塩素イオン	硫酸イオン	Al	MBAS	クロロフィルa	導電率	プランクトン		
2		2		2																		4	4	4				4		4					上欄2回は5.11月	
																											4									
																										4										
4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	4	1	1	4									上欄1回は8月、 2回は5.8月、	
4	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4	4	4			4		4					上欄1回は6月、 2回は5.11月、 ②回は5.8月、 上欄の2回は5.11月		
2	2	2		2	2																	4	4	4											上欄の2回は5.11月	
4	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	③	2	4	4	4	4			4							上欄1回は6月、 2回は5.11月、 ②回は5.8月		
2		2		2																		4	4	4											上欄2回は5.11月	
4	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4	4	4			1							上欄1回は6月、 2回は5.11月、 ②回は5.8月		
4	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4	4	4			1	4						上欄1回は6月、 2回は5.11月、 ②回は5.8月		
4	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4	4	4			1	4						"		
4	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4	4	4			1	4						"		

- (4) 国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所(北陸技術)
- (5) 福島県県北地方振興局(県北振)
- (6) 福島県県中地方振興局(県中振)
- (7) 福島県県南地方振興局(県南振)
- (8) 福島県会津地方振興局(会津振)
- (9) 福島県南会津地方振興局(南会津振)
- (10) 福島県相双地方振興局(相双振)
- (11) 福島県環境センター(環境C)
- (12) 福島県東山ダム管理事務所(東山管理)
- (13) 福島県鮫川水系ダム管理事務所(鮫川水系管理)

- (14) 福島市環境課(福島市)
- (15) 郡山市公害対策センター(郡山市C)
- (16) いわき市公害対策センター(いわき市C)

定 項 目																				備 考																					
健 康 項 目														そ の 他 の 項 目																											
Cd	CN	Pb	Cr6+	As	T-Hg	A-Hg	PCB	TCE	PCE	MC	四塩化炭素	ジクロロメタン	1.1-ジクロロエタン	1.1-トリクロロエタン	1.2-ジクロロエタン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1.3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	NO3- NO2- NO	F	B	アンモニア性窒素	オルトリン酸態燐	EPN	塩素イオン	硫酸イオン	Al	MBS	MBAS	クロロフィルa	導電率	プランクトン					
																								6	6				6								6				
																								6	6				6								6				
4		4			4			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4	4	4			4		4							上欄②は5.11月、①は5.8月			
																																									4は5.8,11,2月
								2	2																																4は5.8,11,2月
12	12	12	12	12	12	12	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	②	2	2	2	2													上欄②は6.9月、2は8.2月、4は5.8,11,2月、1は8月		
																								2			4		4	4		4									4は5.8,11,2月
																																									4は5.8,11,2月
12	12	12	12	12	12	12	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	②	2	2	2	2													上欄②は6.9月、2は8.2月、4は5.8,11,2月、1は8月		
12	12	12	12	12	12	12	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	②	2	2		2	2													"	
																								2			4		4	4											
4		4			4			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	②	2	4	4	4	4		1			4							上欄1は6月、2は5.11月、②は5.8月		

定 項 目																				備 考																	
健 康 項 目															そ の 他 の 項 目																						
Cd	CN	Pb	Cr6+	As	THg	AHg	PCB	TCE	PCE	MCC	四塩化炭素	ジクロロメタン	1.1.2トリクロロエタン	1.1.1ジクロロエチレン	シス-1.2ジクロロエチレン	1.3ジクロロプロペン	テウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	NO3-N+NO2-N	F	B	アンモニア性窒素	オルト燐酸態燐	EPN	塩素イオン	硫酸イオン	Al	MBA S	クロロフィル a	導電率	プランクトン			
4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4						1	4		4						上欄1は6月,2は5,11月,②は5,8月
4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4	4	4				1	4								上欄1は6月,2は5,11月,②は5,8月
2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	2	4	4	4				1	4								"
4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4	4	4				1	4								上欄1は6月,2は5,11月,②は5,8月
4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4	4	4				1	4								上欄1は6月,2は5,11月,②は5,8月

定 項 目																									備考												
健康項目															その他の項目																						
Cd	CN	Pb	Cr6+	As	THG	AHG	PCB	TCE	PCE	MC	四塩化炭素	ジクロロメタン	1.1.2-トリクロロエタン	1.1.1-ジクロロエチレン	シス-1.2-ジクロロエチレン	1.3-ジクロロプロペン	テトラム	シマジン	チオベンカルブ	ヘンゼン	セレン	NO3-+NO2-	F	B	アンモニニア性窒素	オルト磷酸懸濁	塩素イオン	硫酸イオン	Al	MBA S	クロロフィルa	導電率	プランクトン				
4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							4						上欄1は5月、 下欄6は奇数月	
4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							4						上欄1は5月、 下欄6は奇数月	
																														12							
																																					上欄2は5,11月
4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						4							上欄1は5月、 下欄6は奇数月	

測定地点別測定

連番 番号	① 水域連番 番号	② 地点統 一番号	③ 河川・湖 沼・海 域	④ 測定地 点名	⑤ 環境基 準類型	⑥ 総測 定日 数	⑦ 総測 定回 数	⑧ 測定 月	⑨ 測定機 関	採水 機関	分析機 関	⑩ 測 定													
												生活環境項目											特 殊 項 目		
												pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌 群数	n-ヘキ サン	T-N	T-P	T-Zn	フェノ ール類	Cu	Fe	Mn
147	1	515-01	大川ダム 貯水池	湖 心	AイⅢイ 基	4	4	5,8,11,2	阿賀川河 川	北陸技 術															
						12	12	毎 月				12	12	12	12	12	12	12	12	12					
148	2	512-01	尾瀬沼	湖 心	Aイ基	4	4	6,7,9,10	南会津振 興	環境C															
						5	5	6,7,8,9, 10				5	5	5	5	5	5	5	5	5					
149		512-51	〃	長蔵小屋南西 約250m	Aイ	5	5	6,7,8,9, 10	〃	〃		5	5	5	5	5	5	5	5						
150	3	510-01	奥只見貯 水池	湖 心	Aイ基	6	6	5,6,7,8,9, 10	南会津振 (委託)	南会津 振(委託)		6	6		6	6	6		6	6	6				
151	4	509-01	田子倉貯 水池	〃	Aイ基	6	6	5,6,7,8,9, 10	〃	〃		6	6		6	6	6		6	6	6				
152	5	511-01	沼沢沼	〃	Aイ基	7	7	5,6,7,8,9, 10,11	会津振(委 託)	会津振 (委託)		7	7		7	7	7		7	7	7				
153	6	501-01	猪苗代湖	〃	AイⅡイ 基	4	4	5,7,8,10	〃	〃														4	
						8	8	4,5,6,7,8, 9,10,11				8	8		8	8	8		8	8	8				
154		501-51	〃	小石ヶ浜水門	AイⅡイ	4	4	5,7,8,10	〃	〃															
						6	6	5,6,7,8,9, 10				6	6		6	6	6		6	6	6				
155		501-52	〃	天神浜	AイⅡイ	4	4	5,7,8,10	〃	〃															
						6	6	5,6,7,8,9, 10				6	6		6	6	6		6	6	6				
156		501-53	〃	安積疏水取 水口	AイⅡイ	4	4	5,7,8,10	〃	〃															
						6	6	5,6,7,8,9, 10				6	6		6	6	6		6	6	6				
157		501-57	〃	高橋川河口付 近	AイⅡイ	2	2	8,10	〃	〃															
						8	8	4,5,6,7,8, 9,10,11				8	8		8	8	8		8	8	8				
158		501-54	〃	浜路浜	AイⅡイ	8	8	4,5,6,7,8, 9,10,11	郡山市C	郡山市C (委託)					8	8			8	8					
										郡山市C		8	8		8								8	8	
159		501-55	〃	舟津港	AイⅡイ	8	8	4,5,6,7,8, 9,10,11	〃	郡山市C (委託)					8	8			8	8					
										郡山市C		8	8		8								8	8	
160		501-56	〃	青松ヶ浜	AイⅡイ	8	8	4,5,6,7,8, 9,10,11	〃	郡山市C (委託)					8	8			8	8					
										郡山市C		8	8		8								8	8	

(注)1 連番番号は、調査地点の通し番号を示す。水質測定計画地点図の番号と同じ。
 2 水域連番番号は、河川を水域毎(上流部、中流部、下流部等)に区分した場合の水域の通し番号を示す。「生活環境の保全に関する環境基準」の達成状況を示す場合の単位でもある。
 3 地点統一番号は、環境省報告用及び統計処理用の全国統一の調査地点コードを示す。
 4 環境基準類型欄の、「A」「B」「C」「D」「Ⅱ」「Ⅲ」は、「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型区分を示す。同欄の「基」は、同水域の環境基準点を示す。同欄の「イ」「ロ」「ハ」「ニ」は、同水域類型の達成期間の区分を示す。
 5 測定機関の採水機関等は、略称で示してある。採水機関等の名称及び略称は以下のとおりである。
 (1) 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所(福島河川国道)
 (2) 国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所(阿賀川河川)
 (3) 国土交通省東北地方整備局東北技術事務所(東北技術)

項目一覧表(湖沼)

定 項 目																				備 考																	
健 康 項 目													そ の 他 の 項 目																								
Cd	CN	Pb	Cr6+	As	THg	AHg	PCB	TCE	PCE	MC	四塩化炭素	ジクロロメタン	1.1.1-トリクロロエタン	1.1.2-トリクロロエタン	1.2-ジクロロエタン	1.3-ジクロロプロペン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	NO3	NO2	F	B	アンモニア性窒素	オルト磷酸態燐	EPN	塩素イオン	硫酸イオン	Al	MBAS	クロロフィルa	導電率	プランクトン			
																					4				4	4					4		4		3層(0.5m,1/2深層,最深層)		
																						4	4	4		5	5				5				12	3層(0.5m,3m,6m)	
																											6					6					2層(0.5m,10m)
																										6					6						"
																										7					7						"
																													4	4			4			4層(0.5m,10m,20m,50m). Cfは表層のみ	
																									8	8					8						上欄2は5.10月,②は5.8月
6		6		6	6				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6			6					4		
																										6	6			6							4
																																					上欄2は5.10月,②は5.8月
6		6		6	6				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6			6						4		
																																					2
																										8	8			8							下欄4は4,6,8,10月
																										8											"
																										8	8			8	8	8	8	8	8	8	4
																											8										"
																										8	8			8							8

- (4) 国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所(北陸技術)
- (5) 福島県東北地方振興局(県北振)
- (6) 福島県中地方振興局(県中振)
- (7) 福島県南地方振興局(県南振)
- (8) 福島県会津地方振興局(会津振)
- (9) 福島県南会津地方振興局(南会津振)
- (10) 福島県相双地方振興局(相双振)
- (11) 福島県環境センター(環境C)
- (12) 福島県東山ダム管理事務所(東山管理)
- (13) 福島県鮫川水系ダム管理事務所(鮫川水系管理)

- (14) 福島市環境課(福島市)
- (15) 郡山市公害対策センター(郡山市C)
- (16) いわき市公害対策センター(いわき市C)

連番 号	水域連番 号	① 地点統一 番号	② 河川・湖沼・海域	③ 測定地点名	④ 環境基準 類型	⑤ 総測定日 数	⑥ 総測定回 数	⑦ 測定月	⑧測定機関		⑨ 測															
									採水機 関	分析機 関	生活環境項目											特殊項目				
											pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌 群数	n- ヘキサ ン	T- N	T- P	T- Zn	フエ ノール 類	Cu	Fe	Mn	T- C r	
161	7	502-01	桧原湖	湖心	AⅡイ 基	2	2	8,10	会津振 (委託)	会津振 (委託)																
						7	7	5,6,7,8,9 ,10,11			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
162		502-51	"	湖北部	AⅡイ	1	1	8	"	"																
						7	7	5,6,7,8,9 ,10,11			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
163		502-52	"	湖南部	AⅡイ	1	1	8	"	"																
						7	7	5,6,7,8 ,9,10,11			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
164	8	503-01	小野川湖	湖心	AⅡイ 基	2	2	8,10	"	"																
						7	7	5,6,7,8,9 ,10,11			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
165		503-51	"	湖東部	AⅡイ	1	1	8	"	"																
						7	7	5,6,7,8,9 ,10,11			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
166		503-52	"	湖西部	AⅡイ	1	1	8	"	"																
						7	7	5,6,7,8,9 ,10,11			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
167	9	504-01	秋元湖	湖心	AⅡイ 基	2	2	8,10	"	"																
						7	7	5,6,7,8,9 ,10,11			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
168		504-51	"	湖東部	AⅡイ	1	1	8	"	"																
						7	7	5,6,7,8,9 ,10,11			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
169		504-52	"	湖西部	AⅡイ	1	1	8	"	"																
						7	7	5,6,7,8,9 ,10,11			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
170	10	505-01	曾原湖	湖心	AⅡ基	2	2	8,10	"	"																
						7	7	5,6,7,8,9 ,10,11			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
171	11	506-01	雄国沼	"	AⅡ基	7	7	5,6,7,8,9 ,10,11	"	"	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
172	12	507-01	鬼沙門沼	"	AⅡ基	7	7	5,6,7,8,9 ,10,11	"	"	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
173	13	513-01	東山ダム 貯水池	東山ダムサイト	AⅡⅡ 基	9	9	4,5,6,7,8 ,9,10,11, 12	東山管 理	東山管 理(委 託)	9	9	9	9	9	9	9	9	9							
174	14	508-01	羽鳥湖	湖心	AⅡ基	9	9	4,5,6,7,8 ,9,10,11, 12	県中振 (委託)	県中振 (委託)	9	9	9	9	9	9	9	9	9							
175	15	514-01	千五沢ダ ム貯水池	千五沢ダムサイ ト	AⅡⅢ 二基	9	9	4,5,6,7,8 ,9,10,11, 12	"	"	9	9	9	9	9	9	9	9	9							
176	16	401-01	四時ダム 貯水池	四時ダムサイト		12	12	毎月	鉸川水 系管理	鉸川水 系管理 (委託)	12	12	12	12	12	12	12	12	12							

定 項 目																	備 考																				
健 康 項 目														そ の 他 の 項 目																							
Cd	CN	Pb	Cr6+	As	THg	AHg	PCB	TCE	PCE	MCC	四塩化炭素	ジクロロメタン	1.1.2-トリクロロエタン	1.1.1-ジクロロエチレン	1.2-ジクロロエチレン	1.3-ジクロロプロペン	シマジン	チウラム	手オペンカルブ	ベンゼン	セレン	NO3- NN+ NO2- IN	F	B	アンモニウム性窒素	オルト燐酸態燐	E P N	塩素イオン	硫酸イオン	Al	M B A S	クロロフィルa	濃縮率	プランクトン			
																																			2	2層 (0.5m,10m)	
																										7									7	1	
																										7									7	1	
																										7									7	2	
																										7									7	1	
																										7									7	1	
																										7									7	2	
																										7									7		
																										7									7		
																										7									7		
																										7									9	3層(0.5m,1/2 深層、最深層)	
																									9									9	2層 (0.5m,10m)		
																									9									9	"		
																										7									12	3層(0.5m,1/2 深層、最深層)	

測定地点別測定

連番号	水域連番号	地点統一番号	河川・湖沼・海域	測定地点名	環境基準類型	総測定日数	総測定回数	測定月	⑧測定機関		⑨測定項目																
									採水機関	分析機関	生活環境項目											特殊項目					
											pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	n-ヘキサ	T-N	T-P	T-Zn	フェノール類	Cu	Fe	Mn	T-Cr		
177	1	611-01	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約2,000m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	相双振(委託)	相双振(委託)																	
						6	6	偶数月			6	6		6	6												
178		611-02	"	真野川沖約2,000m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						6	6	偶数月			6	6		6	6												
179		611-03	"	請戸川沖約2,000m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						6	6	偶数月			6	6		6	6												
180		611-51	"	東京電力(株)第一原子力発電所沖約1,000m	Aイ	6	6	偶数月	"	"	6	6		6	6												
181		611-52	"	東京電力(株)第二原子力発電所沖約1,000m	Aイ	6	6	偶数月	"	"	6	6		6	6												
182		611-53	"	東京電力㈱広野火力発電所沖約1,000m	Aイ	6	6	偶数月	"	"	6	6		16	6	6											
183	2	603-01	松川浦	漁業権区域区1号中央付近	AイIIイ基	4	4	5,9,11,2	"	"																	
						12	12	毎月			12	12		12	12	12	12	12	12	12							
184		603-02	"	漁業権区域区3号中央付近	AイIIイ基	4	4	5,9,11,2	"	"											4					4	
						12	12	毎月			12	12		12	12	12	12	12	12	12							
185		603-51	"	浦の出入口付近	AイIIイ	6	6	偶数月	"	"	6	6		6	6	6	6	6	6	6							
186	3	612-01	相馬港及び相馬地	地藏川沖約2,500m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						6	6	偶数月			6	6		6	6												
187		612-02	"	相馬港南防波堤屈曲部から西約200m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						6	6	偶数月			6	6		6	6												
188	4	604-01	原町市地先海域	原町市特別都市下水路沖約1,000m付近	Aイ港	3	3	4,8,12	"	"																	
						6	6	偶数月			6	6		6	6												
189		604-02	"	新田川沖約1,000m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						6	6	偶数月			6	6		6	6												
190		604-03	"	新田川沖約5,000m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						6	6	偶数月			6	6		6	6												

(注)1 連番号は、調査地点の通し番号を示す。水質測定計画地点図の番号と同じ。
 2 水域連番号は、河川を水域毎(上流部、中流部、下流部等)に区分した場合の水域の通し番号を示す。「生活環境の保全に関する環境基準」の達成状況を示す場合の単位でもある。
 3 地点統一番号は、環境省報告用及び統計処理用の全国統一の調査地点コードを示す。
 4 環境基準類型欄の、「A」「B」「C」「D」「II」「III」は、「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型区分を示す。同欄の「基」は、同水域の環境基準点を示す。同欄の「I」「ロ」「ハ」「ニ」は、同水域タイプの達成期間の区分を示す。
 5 測定機関の採水機関等は、略称で示してある。採水機関等の名称及び略称は以下のとおりである。
 (1) 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所(福島河川国道)
 (2) 国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所(阿賀川河川)

項目一覧表(海域)

定 項 目																				備 考																
健 康 項 目															そ の 他 の 項 目																					
Cd	CN	Pb	Cr6+	As	THg	AHg	PCB	TCE	PCE	MC	四塩化炭素	ジクロロメタン	1.1.1-トリクロロエタン	1.1.2-トリクロロエタン	1.1.2-ジクロロエチレン	1.3-ジクロロプロペン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	NO3-N+NO2-N	F	B	アンモニア性窒素	オルトリン酸態燐	EPN	塩素イオン	硫酸イオン	AI	MBS	クロロフィルa	薄電率	プランクトン			
																																		2層混合		
																																		3	"	
																																		3	"	
																																			"	
																																			"	
																																			"	
																																			4	"
4	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	②	②	②	2	4	4					1			4	4			上欄1は6月,2は5,11月,②は5,8月		
																																			3	2層混合
																																			3	2層(0.5m,10m)
																																			3	2層混合
																																			3	"
																																			3	"

- (3) 国土交通省東北地方整備局東北技術事務所(東北技術)
- (4) 国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所(北陸技術)
- (5) 福島県北地方振興局(県北振)
- (6) 福島県中地方振興局(県中振)
- (7) 福島県南地方振興局(県南振)
- (8) 福島県会津地方振興局(会津振)
- (9) 福島県南会津地方振興局(南会津振)
- (10) 福島県相双地方振興局(相双振)
- (11) 福島県環境センター(環境C)
- (12) 福島県東山ダム管理事務所(東山管理)
- (13) 福島県鮫川水系ダム管理事務所(鮫川水系管理)
- (14) 福島市環境課(福島市)
- (15) 郡山市公害対策センター(郡山市C)
- (16) いわき市公害対策センター(いわき市C)

連番号	水 域 連 番 号	① 地 点 統 一 番 号	② 河 川 ・ 湖 沼 ・ 海 域	③ 測 定 地 点 名	④ 環 境 基 準 類 型	⑤ 総 測 定 日 数	⑥ 総 測 定 回 数	⑦ 測 定 月	⑧測定機関		⑨ 測 測																
									採 水 機 関	分 析 機 関	生活環境項目								特 殊 項 目								
											pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	n-ヘキサン	T-N	T-P	T-Zn	フェノール類	Cu	Fe	Mn	T-Cr		
191	5	605-01	いわき市 地先海域	中之作港沖 約1,000m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	いわき 市C	いわき 市C																	
						6	6	偶数月			6	6	6	6	6	6	6	3	3								
192	605-02	"	豊間漁港沖 約1,500m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	"	"																		
					6	6	偶数月			6	6	6	6	6	6	3	3										
193	605-03	"	夏井川沖 約1,500m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	"	"																		
					6	6	偶数月			6	6	6	6	6	6	3	3										
194	606-01	久之浜港	A及びB防波堤の 接部から西約 150m付近	Bイ基	3	3	4,8,12	"	"																		
					9	9	4,5,6,8,9, 10,12,1,2			9	9	9	9	9	9	3	3										
195	7	607-01	四倉港	埠頭先東約 30m付近	Bイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						9	9	4,5,6,8,9, 10,12,1,2			9	9	9	9	9	9	3	3									
196	8	608-01	豊間漁港	中防波堤先端 から西30m付近 (豊岡地区)	Bイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						9	9	4,5,6,8,9, 10,12,1,2			9	9	9	9	9	9	3	3									
197	608-02	"	漁港内中央付近 (沼之内船溜)	Bイ基	3	3	4,8,12	"	"																		
					9	9	4,5,6,8,9, 10,12,1,2			9	9	9	9	9	9	3	3										
198	9	609-01	江名港	東内防波堤先端 から北西約50m付 近	Bイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						9	9	4,5,6,8,9, 10,12,1,2			9	9	9	9	9	9	3	3									
199	10	610-01	中之作港	西防波堤先端 から南約200m付 近	Bイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						9	9	4,5,6,8,9, 10,12,1,2			9	9	9	9	9	9	3	3									
200	11	601-01	小名浜港	四号埠頭先	BイⅢ二 基	6	6	偶数月	"	"														2	2	2	2
						9	9	4,5,6,8,9, 10,12,1,2			9	9	9	9	9	9	9	9	9								
201	601-51	"	西防波堤第2の 北約400m付近	BイⅢ二	6	6	偶数月	"	"	6	6																
202	601-52	"	漁港区内	BイⅢ二	6	6	偶数月	"	"	6	6																
203	12	602-01	常磐沿岸 海域	蛭田川沖南々 東約2,500m付 近	Aイ基	3	3	4,8,12	"	"																	
						6	6	偶数月			6	6	6	6	6	6	3	3									
204	602-02	"	鮫川沖南約 2,000m付近	Aイ基	3	3	4,8,12	"	"																		
					6	6	偶数月			6	6	6	6	6	6	3	3										
205	602-51	"	照島の東南東 約800m付近	Aイ	6	6	偶数月	"	"	6	6																

定 項 目																				⑩																	
健 康 項 目															そ の 他 の 項 目																						
Cd	CN	Pb	Cr6+	As	THg	AHg	PCB	TCE	PCE	MC	四塩化炭素	ジクロロメタン	1.1.2-トリクロロエタン	1.1.1-ジクロロエチレン	シス-1.2-ジクロロエチレン	1.3-ジクロロプロペン	テウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	NO3-NO2-NO	F	B	アンモニア性窒素	オルト硝酸態窒素	EPN	塩素イオン	硝酸イオン	Al	MBAS	クロロフィルa	導電率	プランクトン	備 考		
																																					2層混合
																																					"
2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						1				3			2層混合、 上欄1は4月、2 は4.10月		
																																		3			
																																		3			
2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6			6	6	1			2	6			2層(健康,特殊 項目は混合), 上欄1は4月、2 は4.10月		
																							6			6	6						6			2層 (0.5m,10m)	
																							6			6	6						6				
2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						1			3				2層混合 上欄1は4月、2 は4.10月		
																																				2層混合	
																																					"

連番号	水域連番号	① 地点統一番号	② 河川・湖沼・海域	③ 測定地点名	④ 環境基準類型	⑤ 総測定日数	⑥ 総測定回数	⑦ 測定月	⑧測定機関		⑨ 測															
									採水機関	分析機関	生活環境項目											特殊項目				
											pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	n-ヘキサン	T-N	T-P	T-Zn	フェノール類	Cu	Fe	Mn	T-Cr	
206	12	602-52	常盤沿岸 海域	蛭田川沖東約 1,000m付近	Aイ	6	6	偶数月	いわき 市C	いわき市 C	6	6		6												
207		602-53	"	勿来港外の漁 港区区内	Aイ	6	6	偶数月	"	"	6	6		6												
208		602-54	"	小浜港外の漁 港区区内	Aイ	6	6	偶数月	"	"	6	6		6												
209	13	613-01	常盤沿岸 海域 (小名浜港 沖)	番所灯台から 真方位245度 線上約2,000m 付近	Aイ基	2	2	4,10	"	"									2	2	2					2
						6	6	偶数月			6	6		6	6	6	6									
210		613-02	"	八崎灯台から 真方位115度 線上約1,500m 付近	Aイ基	2	2	4,10	"	"									2	2	2					2
						6	6	偶数月			6	6		6	6	6	6									

定 項 目																								備 考														
健 康 項 目																		そ の 他 の 項 目																				
Cd	CN	Pb	Cr6+	As	THg	AHg	PCB	TCE	PCE	MCC	四塩化炭素	ジクロロメタン	1.1.2-トリクロロエタン	1.1.1-ジクロロエチレン	1.1.2-ジクロロエチレン	1.3-ジクロロプロペン	シス-1.2-ジクロロエチレン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	NO3-N+NO2-N	F	B	アンモニア性窒素	オルト燐酸態燐	EPN	硫酸イオン	塩素イオン	Al	MBAS	クロロフィルa	導電率	プランクトン			
																																						2層混合
																																						"
																																						"
2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2															2層混合、 上欄1は4月	
2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2															"	

トリハロメタン生成能の測定

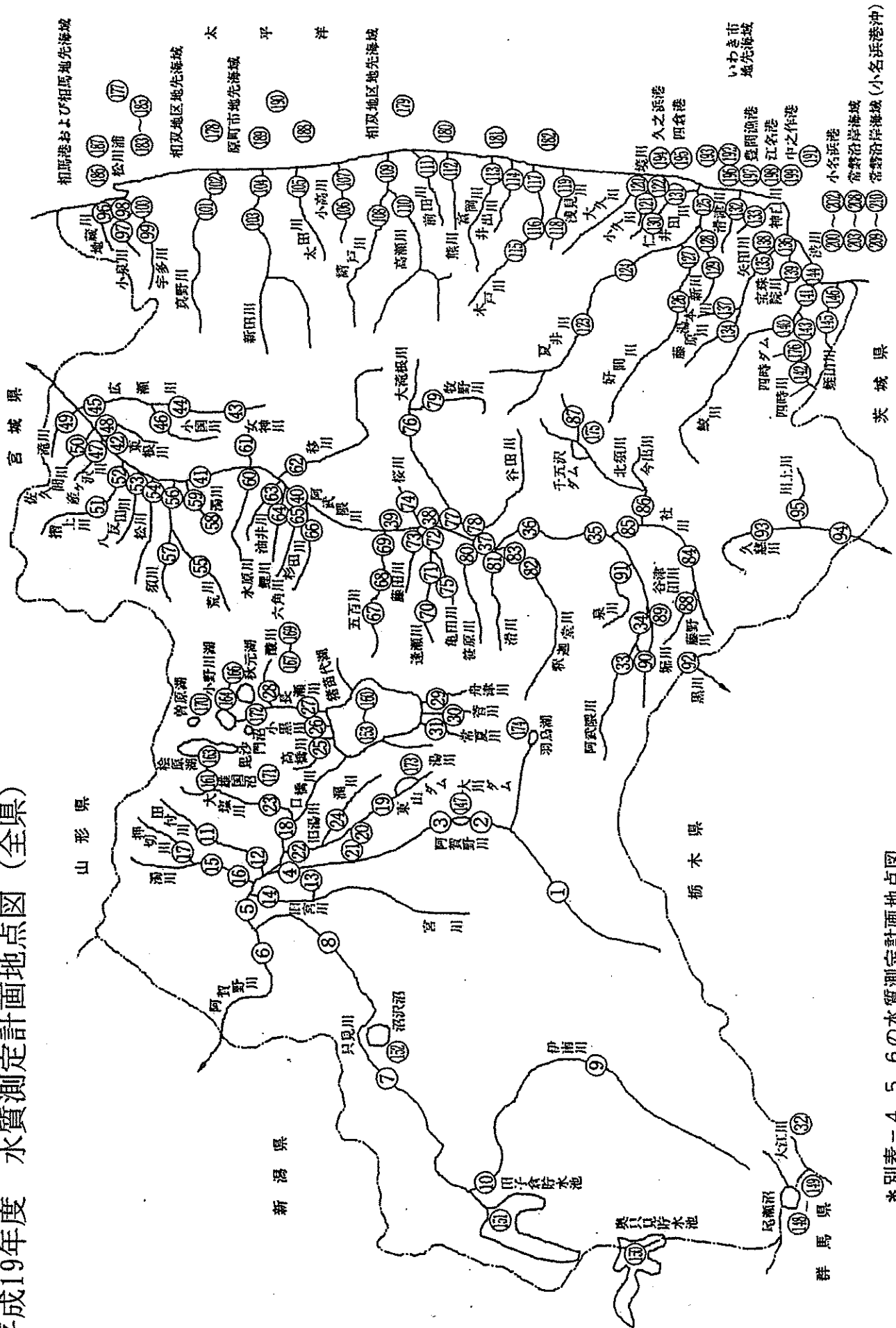
連番号	水域連番号	地点統一番号	河川・湖沼・海域	測定地点名	環境基準類型	総測定日数	総測定回数	測定月	測定機関		測定項目				備考	
									採水機関	分析機関	クロロホルム生成能	ジブロモクロロメタン生成能	ブロモジクロロメタン生成能	ブロモホルム生成能		合計
2	15-51		阿賀野川	大川橋上流	A-I	4	4	4.6.8,10	会津振(委託)	会津振(委託)	4	4	4	4	4	(会津若松市)
6	37-01		"	新郷ダム	Aハ基	4	4	4.6.8,10	"	"	4	4	4	4	4	(喜多方市)
301	12205-02		押切川	日中ダム		4	4	4.6.8,10	"	"	4	4	4	4	4	(喜多方市)
38	282-01		阿武隈川	阿久津橋(阿久津)	B-I基	4	4	6.8,11,2	福島河川国道	東北技術	4	4	4	4	4	(郡山市)
41	293-52		"	蓬萊橋(黒岩)	Bロ	4	4	6.8,11,2	"	"	4	4	4	4	4	(福島市)
68	5031-52		五百川	上関下橋	A-I	4	4	4.6.8,10	県北振(委託)	県北振(委託)	4	4	4	4	4	(本宮町)
302	5727-55		大滝根川	上川原	A-I	4	4	4.6.8,10	県中振(委託)	県中振(委託)	4	4	4	4	4	(田村市)
82	6125-01		釈迦堂川	須賀川市水道取水地点	A-I基	4	4	4.6.8,10	"	"	4	4	4	4	4	(須賀川市)
303	68230-02		堀川	堀川ダム		4	4	4.6.8,10	県南振(委託)	県南振(委託)	4	4	4	4	4	(西郷村)
304	7839-51		真野川	真野ダム	A-I	4	4	4.6.8,10	相双振(委託)	相双振(委託)	4	4	4	4	4	(飯館付)
305	9517-51		夏井川	小川町三島	Aロ	4	4	4.8,10,12	いわき市C	いわき市C	4	4	4	4	4	(いわき市)
306	9742-51		好間川	好間町大利篠登城	A-I	4	4	4.8,10,12	"	"	4	4	4	4	4	"
307	10720-51		鮫川	田人柿の沢	A-I	4	4	4.8,10,12	"	"	4	4	4	4	4	"
173	13513-01		東山ダム貯水池	ダム水出口	A-I II	4	4	4.6.8,10	会津振(委託)	会津振(委託)	4	4	4	4	4	(会津若松市)
175	15514-01		千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	A-II II 二基	4	4	4.6.8,10	県中振(委託)	県中振(委託)	4	4	4	4	4	(石川町)

(注)連番号、水域連番号、地点統一番号は、別表-4、別表-5と同じ。連番号300番台はトリハロメタン生成能のみの測定地点

猪苗代湖補足調査

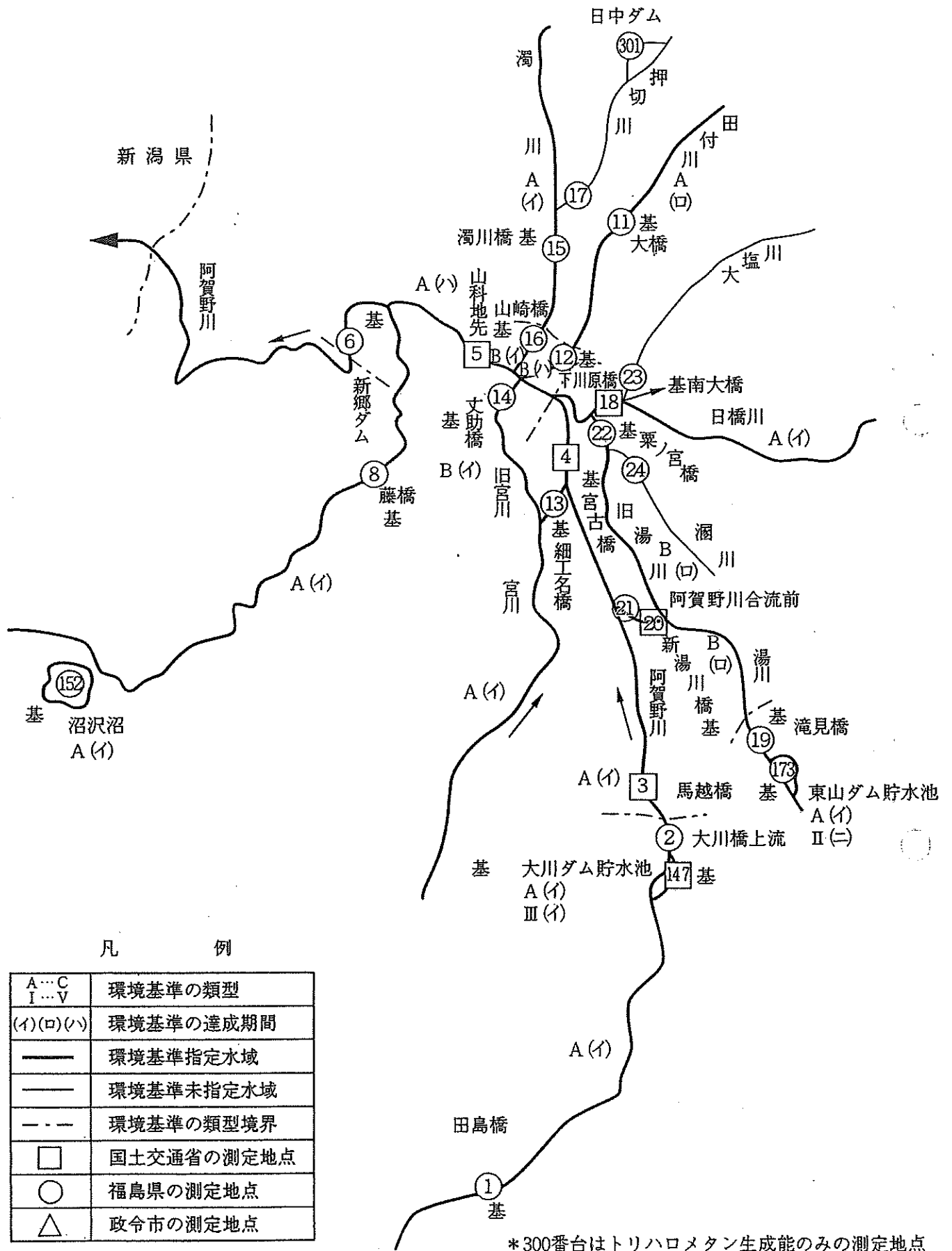
連番号	水域連番号	地点統一番号	河川・湖沼・海域	測定地点名	環境基準類型	総測定回数	総測定日数	測定月	測定機関		測定項目				備考
									採水機関	分析機関	pH	COD	T-N	T-P	
501	6		猪苗代湖	菱沼川河口付近	A-I-II-I	4	4	4, 6, 8, 10	水環境G(委託)	水環境G(委託)	4	4	4	4	調査地点は河口から75m 沖合地点
502			"	小黒川河口付近	A-I-II-I	4	4	4, 6, 8, 10	水環境G(委託)	水環境G(委託)	4	4	4	4	"
503			"	舟津川河口付近	A-I-II-I	4	4	4, 6, 8, 10	水環境G(委託)	水環境G(委託)	4	4	4	4	"
504			"	原川河口付近	A-I-II-I	4	4	4, 6, 8, 10	水環境G(委託)	水環境G(委託)	4	4	4	4	"

平成19年度 水質測定計画地点図 (全県)



* 別表-4, 5, 6の水質測定計画地点図

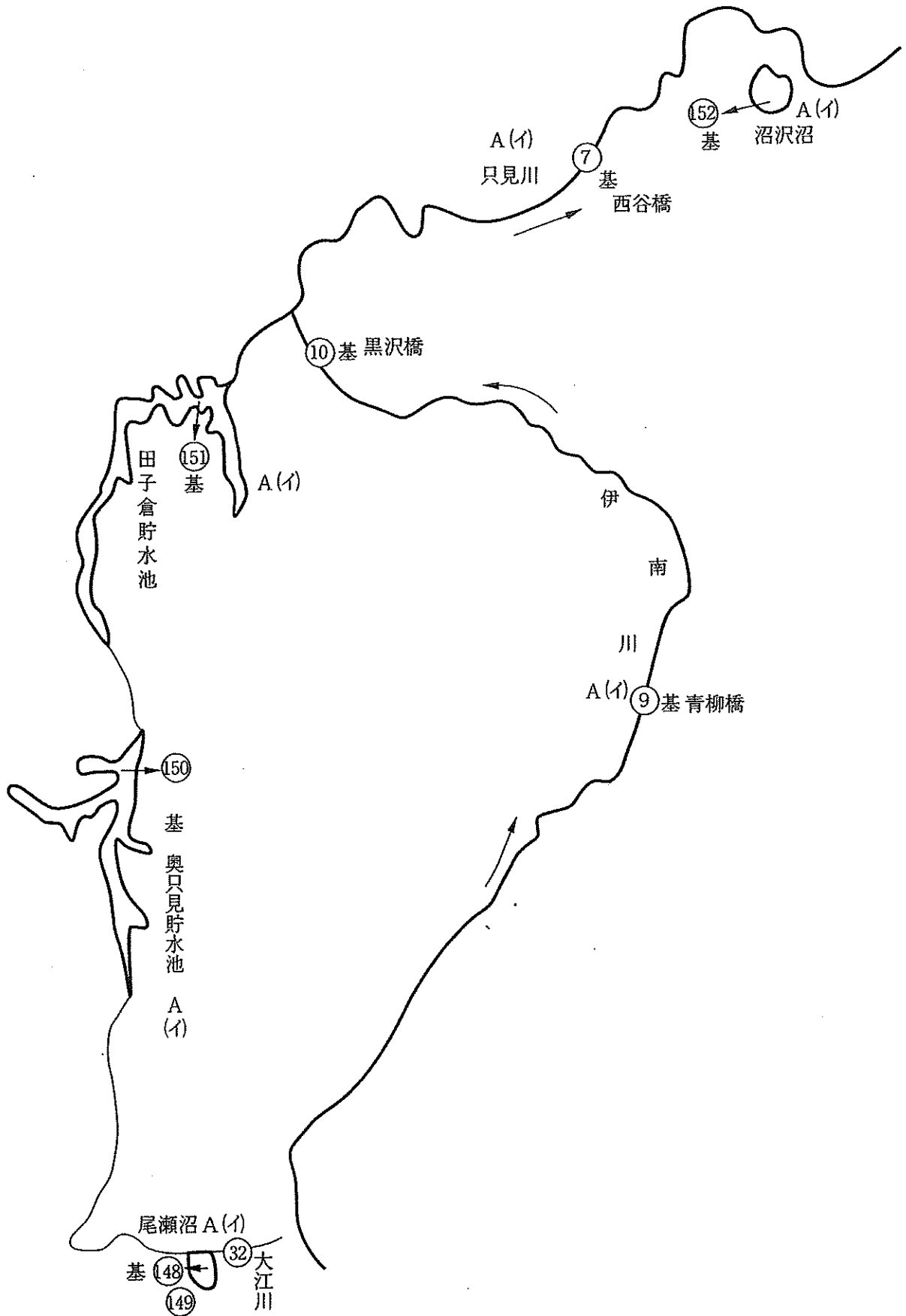
1. 阿賀野川水系 (1)



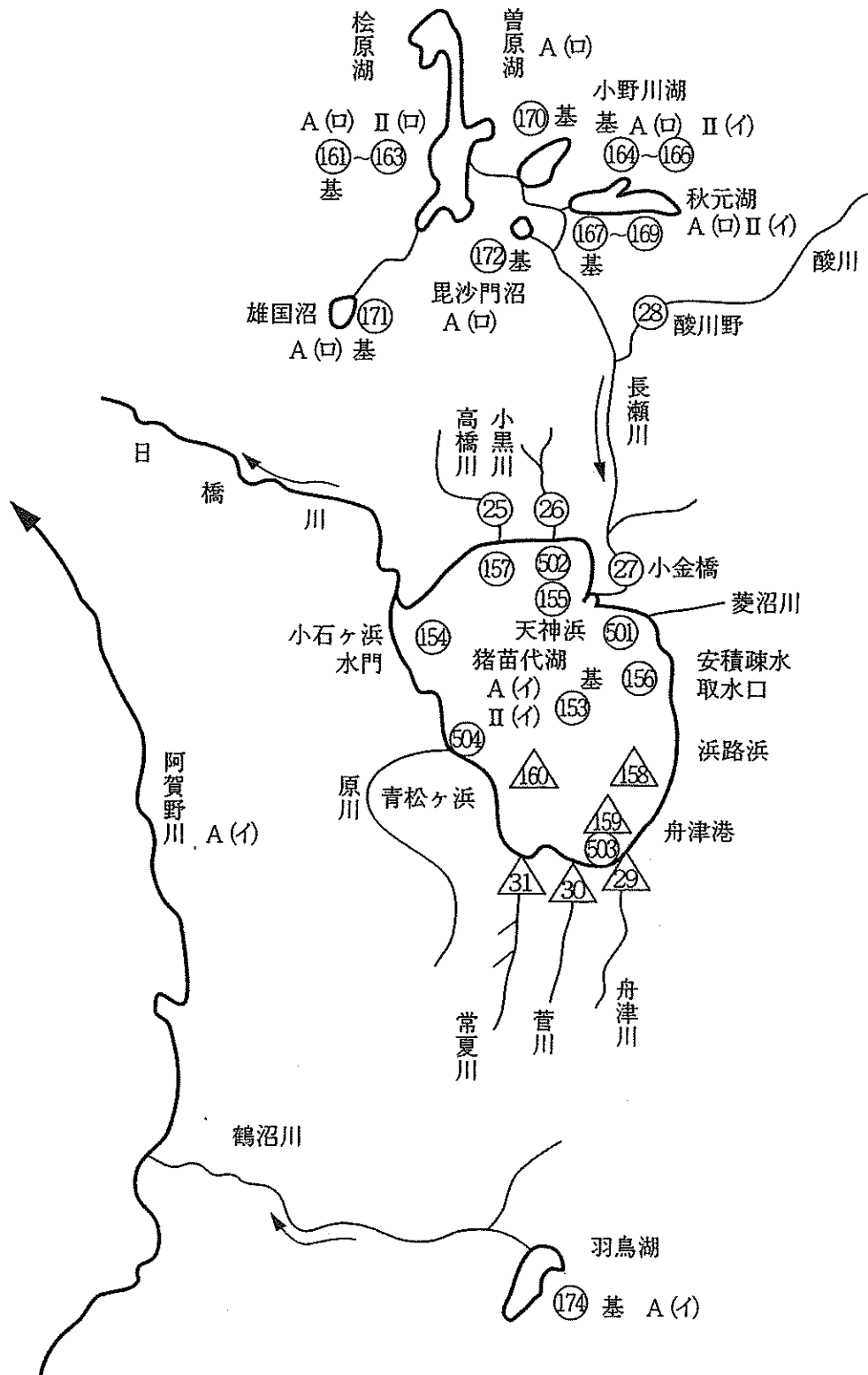
(←河川の流下方向を示す。)

*300番台はトリハロメタン生成能のみの測定地点

2. 阿賀野川水系 (2)

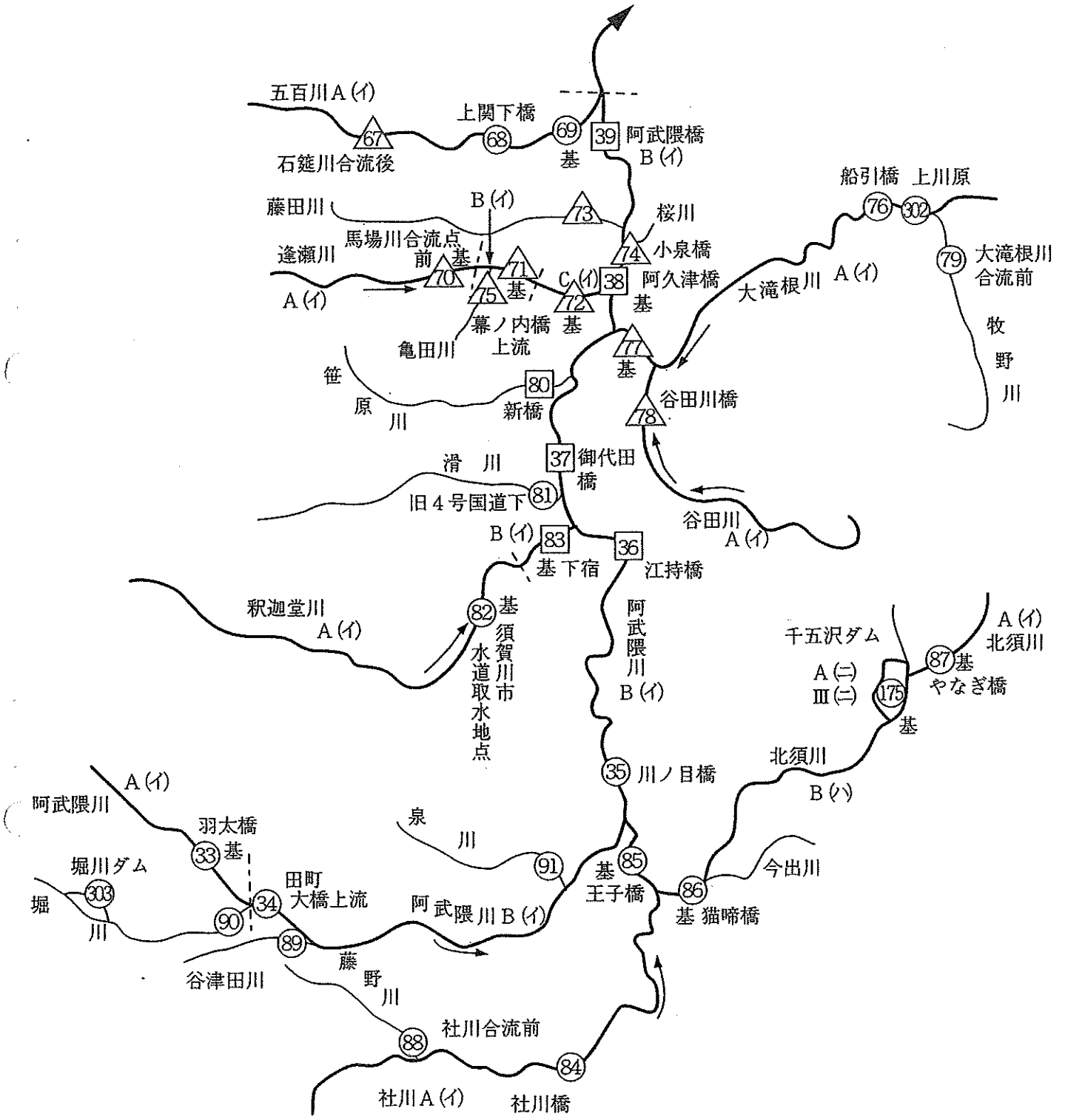


3. 阿賀野川水系 (3)



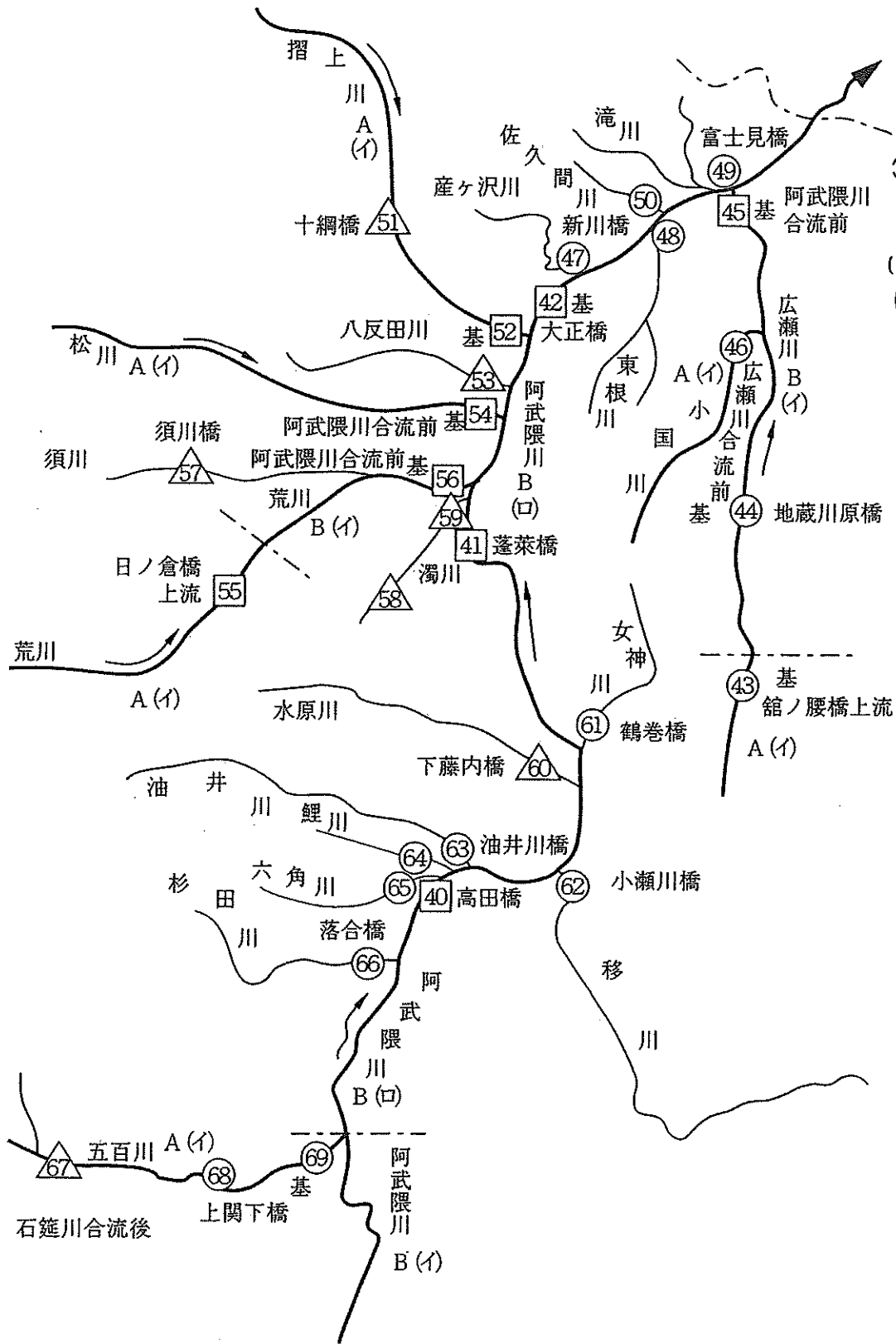
* 500番台は猪苗代湖補足調査の測定地点

4. 阿武隈川水系 (1)

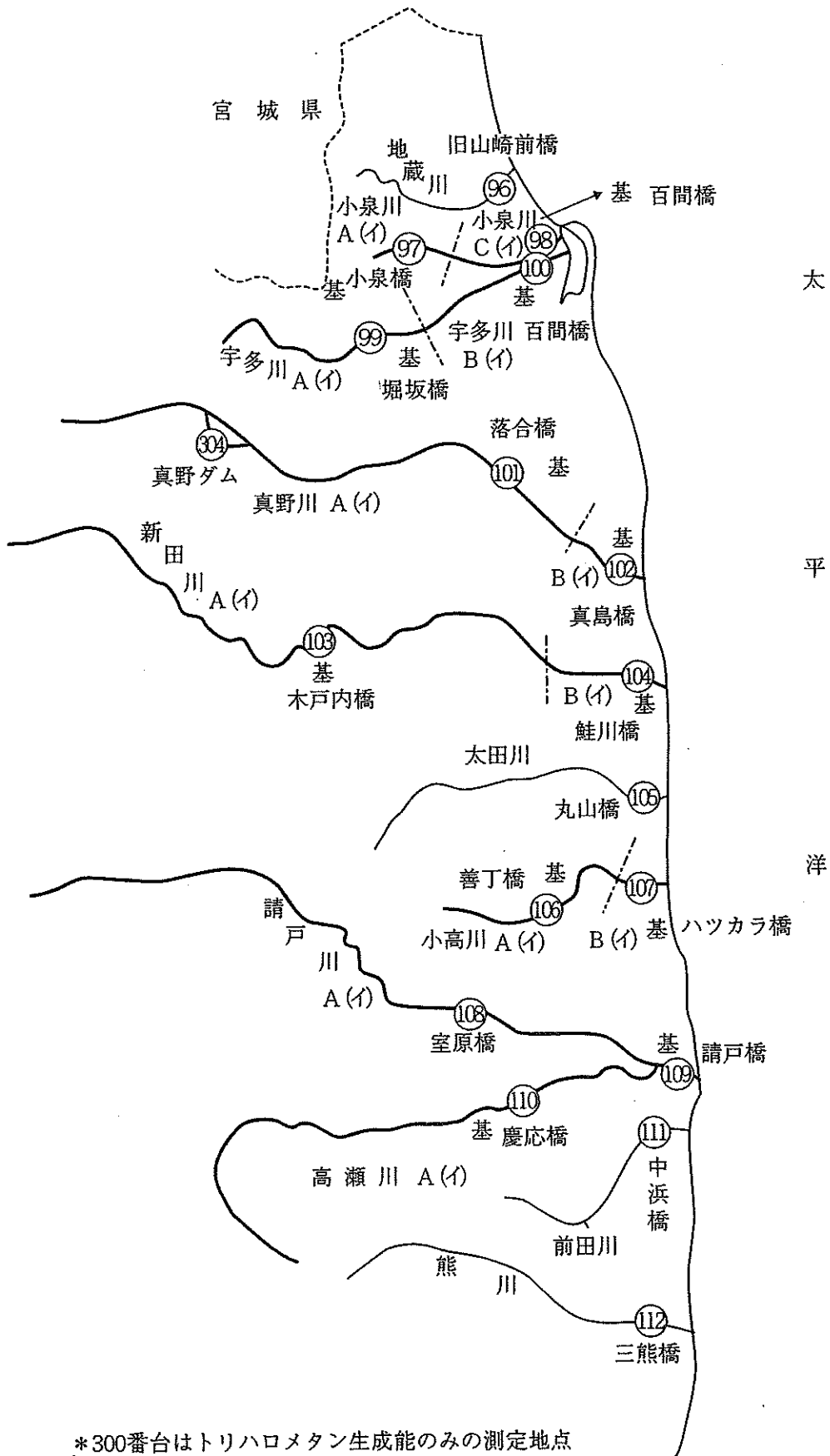


* 300番台はトリハロメタン生成能のみの測定地点

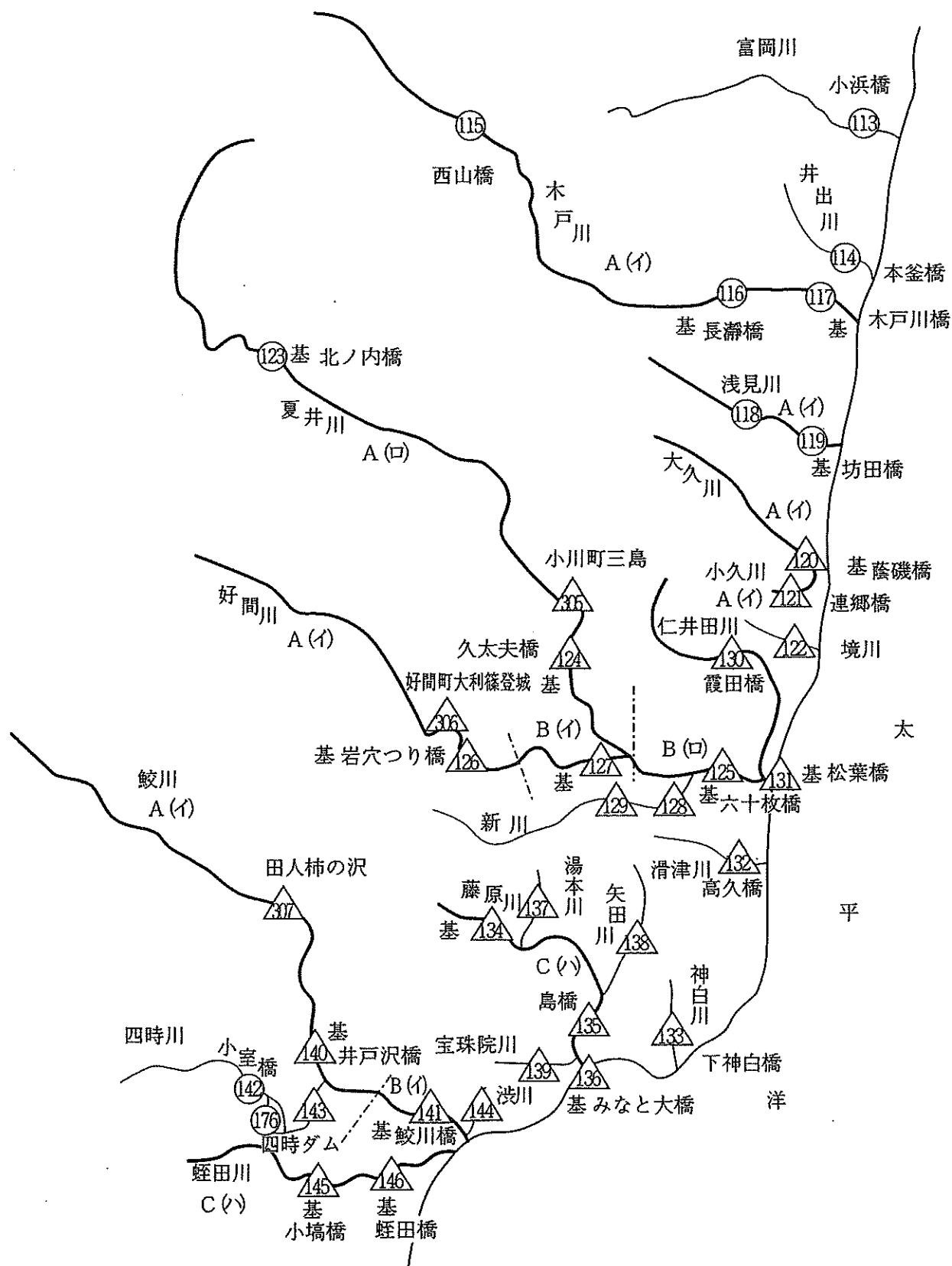
5. 阿武隈川水系 (2)



6. 浜通り水域 (1)

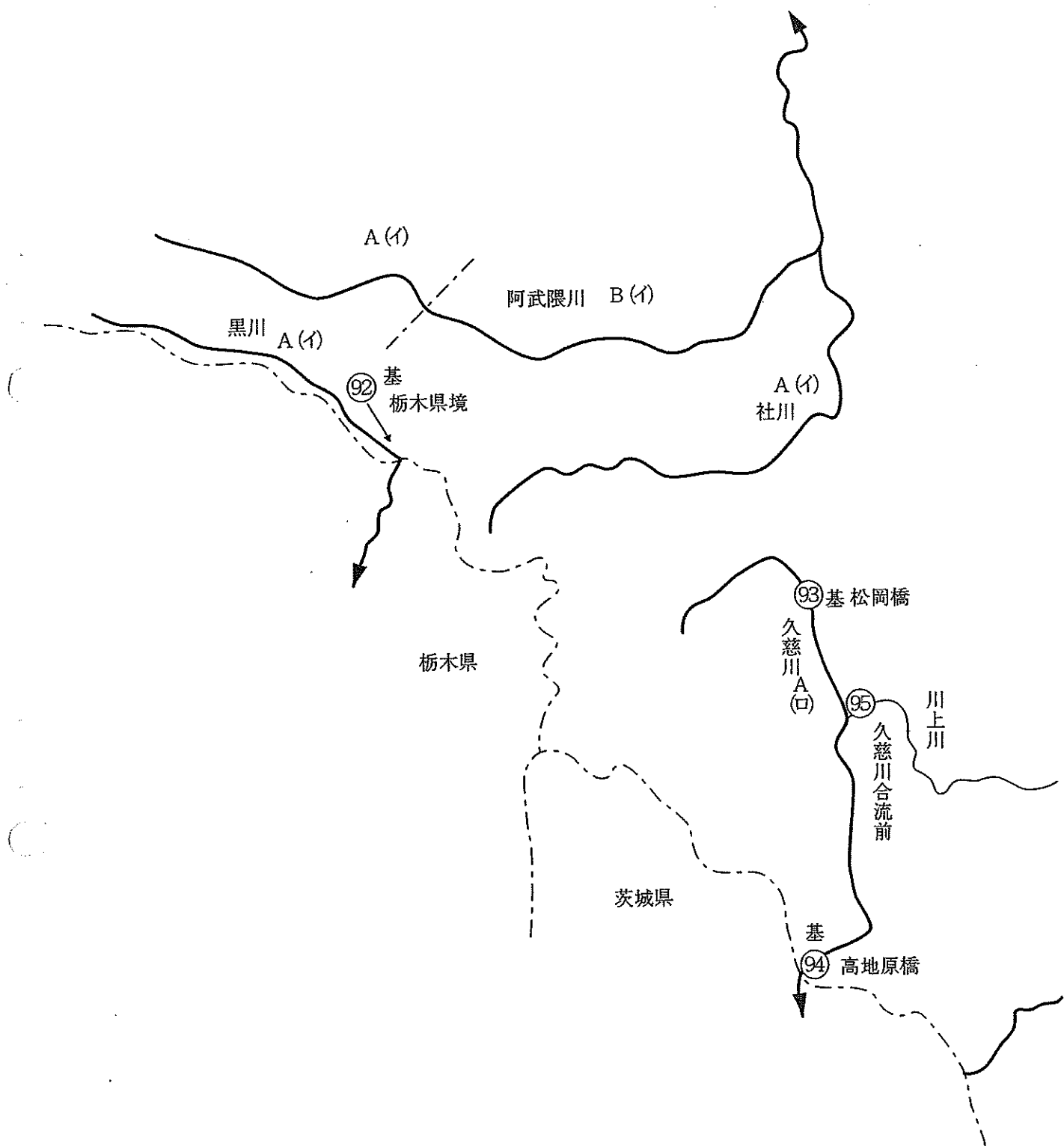


7. 浜通り水域 (2)

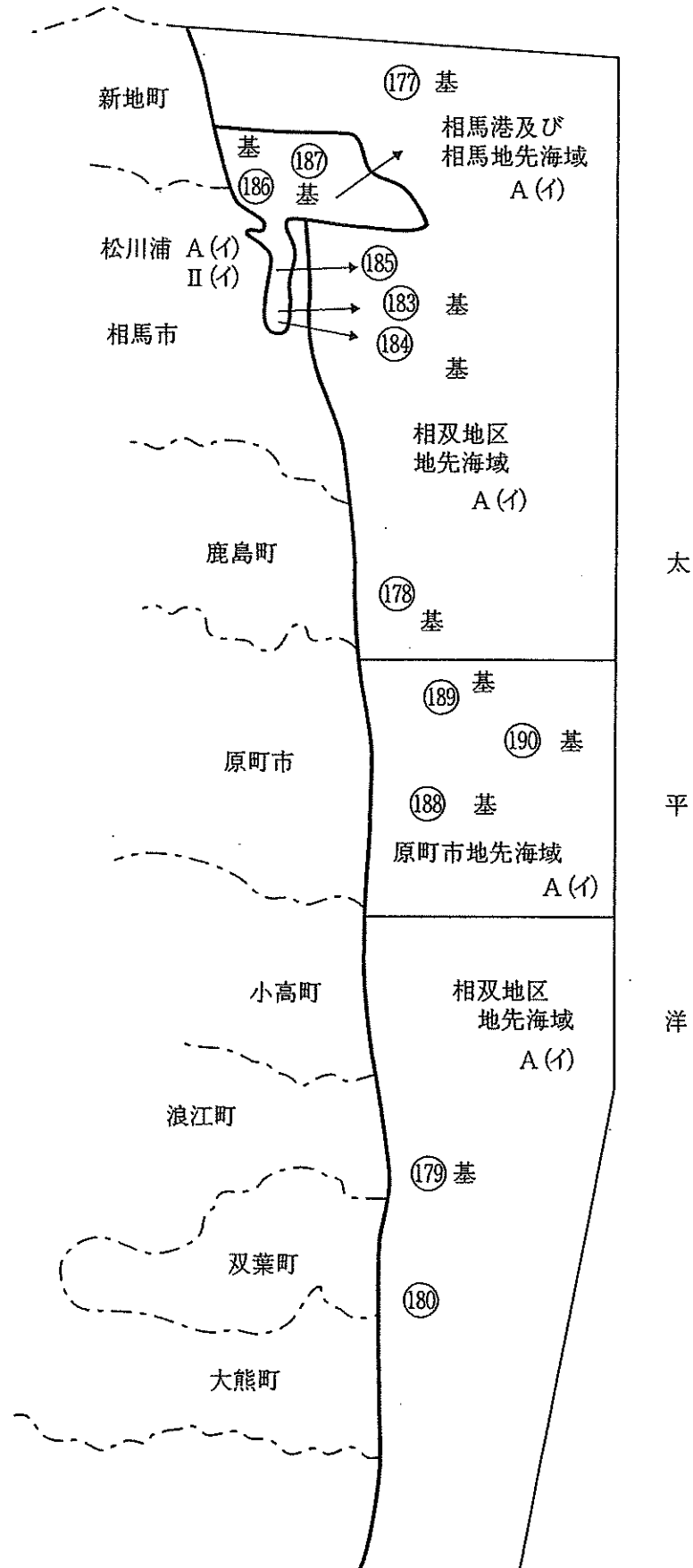


*300番台はトリハロメタン生成能のみの測定地点

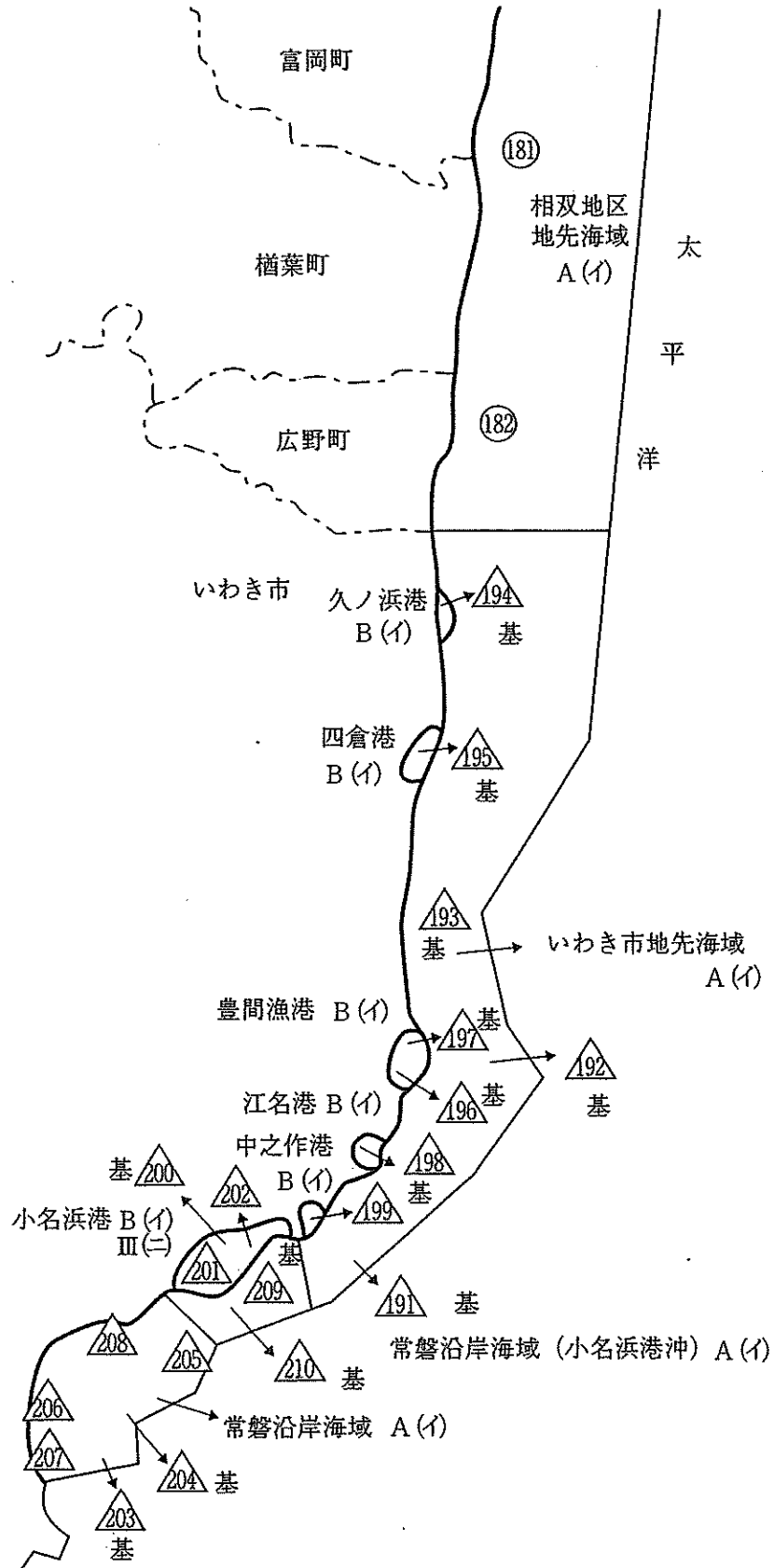
8. 黒川及び久慈川



9. 相馬港及び相馬地先海域、相双地区地先海域
原町市地先海域、松川浦



10. 相双地区地先海域、いわき市地先海域、常磐沿岸海域
 (小名浜港沖を含む)、小名浜港等



環境基準の水域類型指定一覧表

1 河 川

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備 考	
阿武隈川	阿武隈川上流(堀川合流点より上流)	A	イ	羽 太 橋	46. 5. 25 閣議 決定	46. 5. 25閣議 決定の改訂	
	阿武隈川中流(1)(堀川合流点から 五百川合流点まで)	B	イ	阿 久 津 橋	H14. 7. 15環境省 告示45号		
	阿武隈川中流(2)(五百川合流点から 内川合流点まで)	B	ロ	大 正 橋	46. 5. 25 閣議 決定		
	社 川(全 域)	A	イ	王 子 橋	〃		
	釈迦堂川(影沼橋より上流)	A	イ	須 賀 川 市 水道取水地点	H18. 3. 24県告示 277号		51. 3. 30県告示 354号の改訂
	釈迦堂川(影沼橋より下流)	B	イ	阿武隈川合流前	〃		〃
	大滝根川(谷田川を含む)	A	イ	阿武隈川合流前	〃		〃
	逢 瀬 川(馬場川合流点より上流)	A	イ	馬場川合流点上流	〃		〃
	逢 瀬 川(馬場川合流点から 幕ノ内橋まで)	B	イ	幕ノ内橋上流	〃		〃
	逢 瀬 川(幕ノ内橋より下流)	C	イ	阿武隈川合流前	〃		〃
	五 百 川	A	イ	阿武隈川合流前	〃		〃
	荒 川(日ノ倉橋より上流) (pHを除く。)	A	イ	日ノ倉橋上流	〃		〃
	荒 川(日ノ倉橋より下流) (pHを除く。)	B	イ	阿武隈川合流前	〃		〃
	松 川(pHを除く。)	A	イ	阿武隈川合流前	〃		〃
	摺 上 川	A	イ	阿武隈川合流前	〃		〃
	広 瀬 川(館ノ腰橋より 上流および小国川)	A	イ	館ノ腰橋(広瀬川) 広瀬川合流前(小国川)	〃		〃
	広 瀬 川(館ノ腰橋より下流)	B	イ	阿武隈川合流前	〃		〃
	今 出 川(北須川合流点より下流及び 千五沢ダム貯水池より下流の北須川)	B	ハ	猫 啼 橋	H13. 3. 27県告示 306号		
	北 須 川(千五沢ダム貯水池より上流)	A	イ	や な ぎ 橋	〃		
阿賀野川	阿賀野川(1)(大川橋より上流で、大川ダム 貯水池(全域)に係る部分を除く)	A	イ	田 島 橋	48. 3. 31環境庁 告示21号	48. 3. 31環境庁 告示21号の改訂	
	阿賀野川(2)(大川橋から 日橋川合流点まで)	A	イ	宮 古 橋	H14. 7. 15環境省 告示45号		
	阿賀野川(3)(日橋川合流点から 新郷ダムまで)	A	ハ	新 郷 ダ ム	48. 3. 31環境庁 告示21号		
	阿賀野川(4)(新郷ダムより下流)	A	イ	(新 潟 県)	〃		
	只 見 川(田子倉貯水池より下流)	A	イ	西谷橋、藤橋	49. 3. 26県告示 285号		

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備 考
阿賀野川	伊南川	A	イ	青柳橋、黒沢橋	49. 3. 26県告示 285号	
	湯川(滝見橋より上流)	A	イ	滝見橋	57. 6. 22県告示 818号	
	湯川(滝見橋より下流)	B	ロ	新湯川橋	〃	
	旧湯川	B	ロ	粟の宮橋	〃	
	宮川	A	イ	細工名橋	〃	
	旧宮川	B	イ	丈助橋	〃	
	日橋川(pHを除く。)	A	イ	南大橋	〃	
	田付川(猫ノ尾橋より上流)	A	ロ	大橋	〃	
	田付川(猫ノ尾橋より下流)	B	ハ	下川原橋	〃	
	濁川(濁川橋より上流)	A	イ	濁川橋	〃	
濁川(濁川橋より下流)	B	イ	山崎橋	〃		
那珂川	黒川	A	イ	栃木県境	50. 3. 17県告示 265号	
久慈川	久慈川	A	ロ	松岡橋 高地原橋	〃	
小泉川	小泉川(小泉橋より上流)	A	イ	小泉橋	53. 4. 7県告示 458号	
	小泉川(小泉橋より下流)	C	イ	百間橋	〃	
宇多川	宇多川(清水橋より上流)	A	イ	堀坂橋	49. 3. 26県告示 285号	
	宇多川(清水橋より下流)	B	イ	百間橋	〃	
真野川	真野川(桜田橋より上流)	A	イ	落合橋	H18. 3. 24県告示 277号	51. 3. 30県告示 354号の改訂
	真野川(桜田橋より下流)	B	イ	真島橋	〃	
新田川	新田川(新田橋より上流)	A	イ	木戸内橋	48. 3. 31県告示 273号	
	新田川(新田橋より下流)	B	イ	鮭川橋	〃	
請戸川	請戸川	A	イ	請戸橋	〃	
	高瀬川	A	イ	慶応橋	〃	
小高川	小高川(大江橋より上流)	A	イ	善丁橋	53. 4. 7県告示 458号	
	小高川(大江橋より下流)	B	イ	ハツカラ橋	〃	
木戸川	木戸川	A	イ	長瀨橋 木戸川橋	50. 3. 17県告示 265号	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備 考
浅見川	浅見川	A	イ	坊 田 橋	53. 4. 7 県告示 458号	
大久川	大久川および小久川	A	イ	蔭 磯 橋	H18. 3. 24 県告示 277号	51. 3. 30 県告示 354号の改訂
夏井川	夏井川(好間川合流点より上流)	A	ロ	北ノ内橋 久太夫橋	49. 3. 26 県告示 285号	51. 3. 30 県告示 354号の改訂
	夏井川(好間川合流点より下流)	B	ロ	六十枚橋	〃	
	仁井田川	A	イ	松 葉 橋	H18. 3. 24 県告示 277号	
	好間川(町田橋より上流)	A	イ	岩穴つり橋	〃	
	好間川(町田橋より下流)	B	イ	夏井川合流前 (愛宕橋)	〃	
藤原川	藤原川	C	ハ	愛谷川橋 みなと大橋	48. 3. 31 県告示 273号	
鮫川	鮫川(山田川合流点より上流)	A	イ	井戸沢橋	49. 3. 26 県告示 285号	
	鮫川(山田川合流点より下流)	B	イ	鮫川橋	〃	
蛭田川	蛭田川	C	ハ	小埜橋、蛭田橋	48. 3. 31 県告示 273号	

(注) 達成期間の分類は次のとおりである。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

2 湖 沼

(1) COD等に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備 考
猪 苗 代 湖(pHを除く。)	A	イ	湖 心	49. 3. 26 県告示 285号	
檜 原 湖	A	ロ	湖 心	〃	
小 野 川 湖	A	ロ	湖 心	〃	
秋 元 湖	A	ロ	湖 心	〃	
曾 原 湖	A	ロ	湖 心	〃	
雄 国 沼	A	ロ	湖 心	〃	
磐梯五色沼湖沼群(pHを除く。)	A	ロ	毘沙門沼湖心	〃	
田子倉貯水池(大鳥ダムより下流)	A	イ	湖 心	〃	

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備 考
羽 鳥 湖	A	イ	湖 心	49. 3. 26県告示 285号	51. 3. 30県告示 354号の改訂
奥只見貯水池(福島県に属する水域に限る。)	A	イ	湖 心	H18. 3. 24県告示 277号	
沼 沢 沼	A	イ	湖 心	53. 4. 7 県告示 458号	
尾 瀬 沼	A	イ	湖 心	56. 4. 10県告示 582号	
東山ダム貯水池	A	イ	東山ダムサイト	H13. 3. 27県告示 306号	
千五沢ダム貯水池	A	ニ (※)	千五沢ダムサイト	〃	
大川ダム貯水池	A	イ	湖 心	H15. 3. 27環境省 告示36号	

※平成22年度までの暫定目標 COD5.0mg/ℓ (H18. 3. 24県告示276号改正)

(2) 全窒素に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備 考
千五沢ダム貯水池	Ⅲ	ニ (※)	千五沢ダムサイト	H13. 3. 27県告示 306号	

※平成22年度までの暫定目標 全窒素1.0mg/ℓ (H18. 3. 24県告示276号改正)

(3) 全磷に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備 考
猪 苗 代 湖	Ⅱ	イ	湖 心	61. 3. 11県告示 366号	
檜 原 湖	Ⅱ	イ	湖 心	〃	
小 野 川 湖	Ⅱ	イ	湖 心	〃	
秋 元 湖	Ⅱ	イ	湖 心	〃	
東山ダム貯水池	Ⅱ	ニ (※1)	東山ダムサイト	H13. 3. 27県告示 306号	
千五沢ダム貯水池	Ⅲ	ニ (※2)	千五沢ダムサイト	〃	
大川ダム貯水池	Ⅲ	イ	湖 心	H15. 3. 27環境省 告示36号	

※1 平成22年度までの暫定目標 全磷0.014mg/ℓ (H18. 3. 24県告示276号改正)

※2 平成22年度までの暫定目標 全磷0.052mg/ℓ (H18. 3. 24県告示276号改正)

3 海 域

(1) COD等に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環 境 基 準 地 点	設 定 年 月 日	備 考
小 名 浜 港	B	イ	4号埠頭先	47. 3. 31県告示273号	
常磐沿岸海域	A	イ	蛭田川沖約2,500m付近	48. 3. 31県告示273号	
〃	A	イ	鮫川沖約2,000m付近	〃	
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	A	イ	番所灯台から真方位245度の線上2,000m の地点	53. 4. 7 県告示458号	
	A	イ	八崎灯台から真方位115度の線上1,500m の地点	〃	
松 川 浦	A	イ	漁業権区域区1号中央付近	49. 3. 26県告示285号	
	A	イ	漁業権区域区3号中央付近	〃	
原町市地先海域	A	イ	原町市特別都市下水路沖約1,000m付近	〃	
	A	イ	新田川沖約1,000m付近	〃	
	A	イ	新田川沖約5,000m付近	〃	
いわき市地先海域 (漁港内を除く)	A	イ	中之作港沖約1,000m付近	〃	
	A	イ	豊間漁港沖約1,500m付近	〃	
	A	イ	夏井川沖約1,500m付近	〃	
いわき市地先地域 久之浜港	B	イ	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	〃	
四 倉 港	B	イ	埠頭先東約30m付近	〃	
豊 間 漁 港	B	イ	中防波堤先端から西約30m付近(豊間地区)	〃	
	B	イ	漁港内中央付近(沼之内船溜)	〃	
江 名 港	B	イ	東内防波堤先端から北西約50m付近	〃	
中之作港	B	イ	西防波堤先端から南約200m付近	〃	
相双地区地先海域	A	イ	釣師浜漁港沖2,000m付近	50. 3. 17県告示265号	
	A	イ	真野川沖約2,000m付近	〃	
	A	イ	請戸川沖約2,000m付近	〃	
相馬港および 相馬地先海域	A	イ	南防波堤屈曲部西約200m付近(相馬港)	H18. 3. 24県告示277号	51. 3. 30県告示 354号の改訂
	A	イ	地蔵川沖約2,500m付近	〃	〃

(2) 全窒素及び全磷に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環 境 基 準 地 点	設 定 年 月 日	備 考
松 川 浦	Ⅱ	イ	漁業権区域区1号中央付近	H9.3.14県告示234号	
	Ⅱ	イ	漁業権区域区3号中央付近	〃	
小 名 浜 港	Ⅲ	ニ (※)	4号埠頭先	H18.3.24県告示277号	

※平成22年までの暫定目標 全窒素0.7mg/ℓ

環境基準（「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号）

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	日本工業規格K0102（以下この表、(2)の表において「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/ℓ以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/ℓ以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(注) 付表1～10は省略する。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

(ア) 河 川 (湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下	別に水域類型ごとに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	-	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。) 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。) 4 最確数による定量法とは、次のものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB試験管に移植し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認められたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か、又は、大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は、大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性			該当水域
		基準値			
		全 歪 鉛			
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下			福島県において未設定
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下			
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下			
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下			
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）			
備考 1 基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）					

(イ) 湖 沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

a

類型	項目	基準値					該当水域
		利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質濃 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/ 100 ml 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/ 100 ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	-	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	-	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 ♪ 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 ♪ 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 ♪ 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの。	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの。	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの。	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
Ⅳ	水道2種及びⅤの欄に掲げるもの。	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
<p>備考</p> <p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全窒素の項目の基準値は適用しない。</p>				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- ◇ 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- ◇ 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1 種：サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- ◇ 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- ◇ 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		福島県において未設定
生物待A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		
生物待B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）		

イ 海 域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定 する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-	検出されないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-	-	
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法 (ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表10に掲げる方法	
備 考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。</p> <p>検水50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2meol/l)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10meol/l)で、でんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $COD(O_2mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f N a_2 S_2 O_3 \times 1,000 / 50$ <p>(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10meol/l)の滴定値(ml) (b): 蒸留水について行った空試験値(ml) f N a₂ S₂ O₃: チオ硫酸ナトリウム溶液(10meol/l)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 “ 2級: ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの。(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの。 (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの。 (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛	鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下		福島県において未設定
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下		
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）		

要監視項目及び指針値（人の健康の保護に関するもの）

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	クロルニトロフェン (CNP)	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	トルエン	0.6 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	キシレン	0.4 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	ニッケル	-
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下	モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下	全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下	ウラン	0.002 mg/ℓ以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下		

(平成5年3月8日付け環水管第21号 環境庁水質保全局長通知)

要監視項目の水域類型及び指針値（水生生物の保全に係るもの）

項 目	水 域	類 型	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	河川及び湖沼	生 物 A	0.7mg/ℓ以下
		生 物 特 A	0.006mg/ℓ以下
		生 物 B	3mg/ℓ以下
		生 物 特 B	3mg/ℓ以下
	海 域	生 物 A	0.8mg/ℓ以下
		生 物 特 A	0.8mg/ℓ以下
フ ェ ノ ール	河川及び湖沼	生 物 A	0.05mg/ℓ以下
		生 物 特 A	0.01mg/ℓ以下
		生 物 B	0.08mg/ℓ以下
		生 物 特 B	0.01mg/ℓ以下
	海 域	生 物 A	2mg/ℓ以下
		生 物 特 A	0.2mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生 物 A	1mg/ℓ以下
		生 物 特 A	1mg/ℓ以下
		生 物 B	1mg/ℓ以下
		生 物 特 B	1mg/ℓ以下
	海 域	生 物 A	0.3mg/ℓ以下
		生 物 特 A	0.03mg/ℓ以下

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知)

II 平成19年度地下水の水質測定計画

1 目的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、福島県内の地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

平成19年4月から平成20年3月までとする。

3 調査の種類

調査の種類は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

地城の地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により環境基準を超えた汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査

(3) 定期モニタリング調査

概況調査及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に行う地下水の水質調査

4 測定地点数及び測定地点

(1) 測定地点数

概況調査及び定期モニタリング調査の測定地点数は、別表1（平成19年度地下水の水質測定地点数）のとおりとする。

(2) 測定地点

ア 概況調査

(7) メッシュ調査

測定地点は、県内を経緯度法により概ね10km四方のメッシュに区分して、山間部を除いて各メッシュから原則として1箇所の井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを調査する。平成19年度の測定地点は、別表2（概況調査－メッシュ調査測定地点一覧表）のとおりとする。

(4) 有害物質使用等工場・事業場周辺調査

トリクロロエチレン等の有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の直近の井戸とし、別表3（概況調査－有害物質使用等工場・事業場周辺調査測定地点一覧表）のとおりとする。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等の結果、環境基準を超過した場合に汚染範囲が確認できるように選定する。

ウ 定期モニタリング調査

測定地点は、平成元年度から平成18年度までに測定した概況調査の結果、汚染が認められた地点については当該地点とし、環境基準を超過して汚染井戸周辺地区調査を実施した地区については当該地区内の地点とし、別表4（定期モニタリング調査測定地点一覧表）のとおりとする。

5 測定項目

(1) 概況調査

ア メッシュ調査

測定項目は、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）の別表の項目の欄に掲げる項目（以下「環境基準項目」という。）の原則として全項目（アルキル水銀を除く。）とする。

イ 有害物質使用等工場・事業場周辺調査

測定項目は、環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜、選定する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

測定項目は、環境基準を超えた項目とする。

ただし、環境基準を超えた項目がトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタンのいずれかの場合、これら3項目とも測定するものとする。

また、総水銀が環境基準を超えた場合は、状況に応じてアルキル水銀についても調査する。

(3) 定期モニタリング調査

測定項目は、汚染の認められた項目とする。

ただし、環境基準を超えた項目がトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタンのいずれかの場合、これら3項目とも測定するものとし、汚染地区の状況により、これらの分解生成物質（1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン）も測定するものとする。

6 測定機関

測定機関は、国土交通省、福島県、福島市、郡山市及びいわき市とする。

7 測定方法

(1) 測定方法は、別表5（測定方法及び報告下限値）のとおりとする。

(2) 測定時期は、別表2、別表3及び別表4に掲げる月に実施するものとする。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、汚染を発見後できるだけ速やかに実施するものとする。

(3) 採水時には、井戸の諸元や水温を調べるものとする。

8 測定結果の評価

測定結果は、別表6（地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準）により、汚染の「有無」及び「環境基準超過」について評価するものとする。

9 測定結果の報告

- (1) 測定の結果は、「地下水質調査結果に係るFD等による報告方法について」に基づき入力を行い、電子ファイルにより、当該年度の1月末日までに福島県生活環境部長あて報告するものとする。
- (2) 測定の結果、報告下限値以上の値を検出した場合は、地下水の水質測定結果表（報告下限値以上の値を検出した場合）により速やかに福島県生活環境部長あて報告するものとする。
- ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の3物質については、環境基準値を超過して検出された場合に報告するものとする。

10 公表

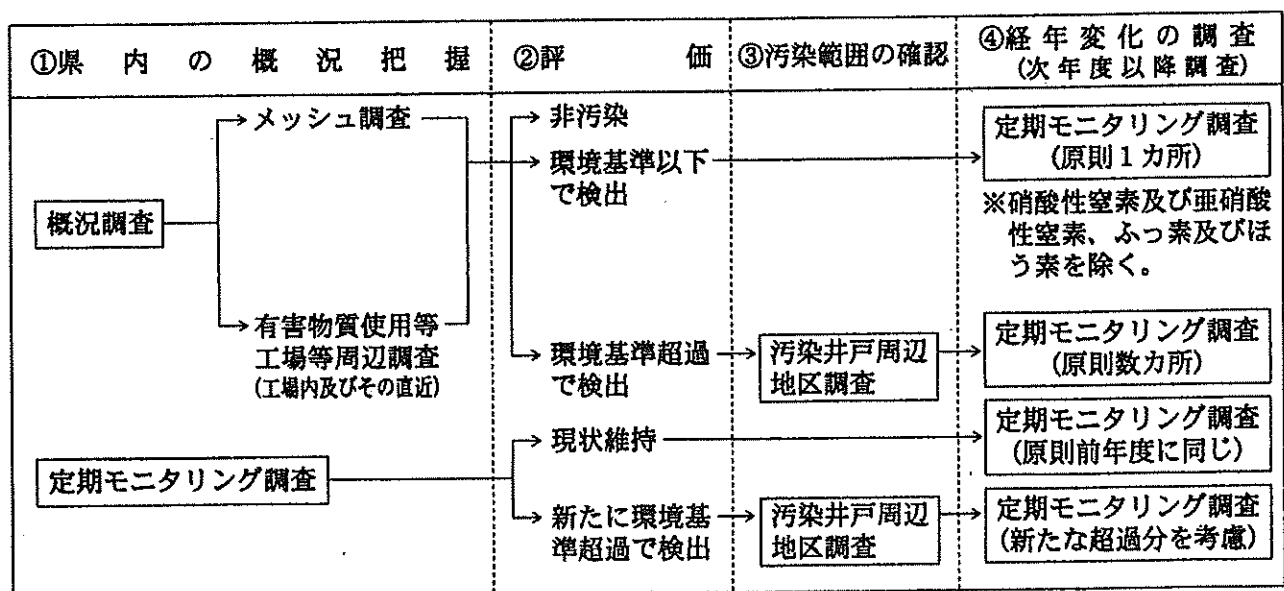
福島県知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、平成19年度地下水の水質測定計画による測定結果を平成20年7月末日までに公表するものとする。

11 その他

本計画に定めのない細部事項については、関係機関が協議のうえ定めるものとする。

12 参考

地下水の水質調査の流れ



平成19年度地下水の水質測定地点数

1 概況調査

測定地点数 測定機関	調査の種類		合計
	メッシュ調査	工場等周辺調査	
福島県	22	27	49
福島市	1	3	4
郡山市	2	5	7
いわき市	4	5	9
合計	29	40	69

2 定期モニタリング調査

測定地点数 測定機関	調査の種類等			合計
	過去において環境基準を超過した地区	環境基準以下の汚染が認められた地区	経年的モニタリング地点	
国土交通省	0	0	1	1
福島県	132	13	0	145
福島市	30	4	0	34
郡山市	19	7	0	26
いわき市	0	1	0	1
合計	181	25	1	207

概況調査－メキシコ調査 測定地点一覧表

メキシコ NO	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロ四塩化炭素	1,2-1,1-ジクロロエタン	1,1-1,1-ジクロロエタン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン	ジクロロメタン	トリクロロメタン	ヘキサフルオロエタン	NO3+N02	ふっ素	ほっ素
3	南相馬市	小高区塚原	1	11	相双振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	広野町	下浅貝川	1	9	相双振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	相馬市	石上	1	11	相双振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	富岡町	夜の森	1	9	相双振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	いわき市	四倉町上仁井田	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	いわき市	平字六人町	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	南相馬市	原町区馬場	1	11	相双振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	田村市	都路	1	7	県中振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	いわき市	小川町上小川I	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	いわき市	小川町上小川II	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	二本松市	田沢	1	5	県北振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	伊達市	保原町旭町	1	5	県北振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	郡山市	中田町柳橋	1	7	郡山市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	平田村	蓬田	1	7	県南振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	鮎川村	赤坂栗野	1	9	県南振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54	福島市	泉字堀ノ内前	1	5	福島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57	本宮市(旧)白沢村	和田	1	5	県北振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58	三春町	御祭	1	7	県中振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63	浅川町	小貫	1	5	県中振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
68	郡山市	大淵町	1	7	郡山市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
69	鏡石町	鏡沼	1	5	県中振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
72	棚倉町	山際	1	9	県南振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
76	猪苗代町	山湯	1	7	会津振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
80	白河市	蒼野	1	9	県南振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
96	会津坂下町	新開津	1	9	会津振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
99	喜多方市	高畑町湯津	1	7	会津振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
103	南会津町	糸沢	1	7	南会津振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
105	只見町	布沢	1	7	南会津振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
106	昭和村	下中津川	1	9	会津振・環境C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 測定機関は、略称を示す。測定機関の名称及び略称は次のとおりである。別表3、別表4についても同じ。
 ① 国土交通省北陸地方整備局(北陸地方整備局)
 ② 福島県北陸地方振興局(県北振)
 ③ 福島県中陸地方振興局(県中振)
 ④ 福島県南陸地方振興局(県南振)
 ⑤ 福島県会津地方振興局(会津振)
 ⑥ 福島県南会津地方振興局(南会津振)
 ⑦ 福島県相双地方振興局(相双振)
 ⑧ 福島県環境センター(環境C)
 ⑨ 福島市環境課(福島市)
 ⑩ 郡山市公害対策センター(郡山市C)
 ⑪ いわき市公害対策センター(いわき市C)

概況調査一有害物質使用等工場・事業場周辺調査 測定地点一覧表

計画NO	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	鉛	六価クロム	砒素	銀	PB	ジカ	四塩化炭素	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエチレン	1,1,1,2-テトラクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	シアン	ベンゼン	トルエン	N03+N02	ふっ素	ほう素		
1	福島市	黒岩Ⅰ	1	6	福島市																								
2	福島市	黒岩Ⅱ	1	6	福島市																								
3	福島市	太平寺	1	6	福島市																								
4	会津若松市	真宮新町	1	6	会津振・環境C																								
5	会津若松市	神指町高久	1	6	会津振・環境C																								
6	会津若松市	一箕町亀賀	1	6	会津振・環境C																								
7	郡山市	喜久田町松ヶ作	1	6	郡山市C																								
8	郡山市	富田町	1	6	郡山市C																								
9	郡山市	長者3丁目	1	6	郡山市C																								
10	郡山市	安積町笹川	1	6	郡山市C																								
11	郡山市	待池合1丁目	1	6	郡山市C																								
12	いわき市	四倉町上仁井田	1	7	いわき市C																								
13	いわき市	好間町北好間	1	7	いわき市C																								
14	いわき市	好間町上好間	1	7	いわき市C																								
15	いわき市	泉町黒須野	1	7	いわき市C																								
16	いわき市	山田町水推	1	7	いわき市C																								
17	白河市	白坂	1	4	県南振・環境C																								
18	白河市	屋敷蒸	1	4	県南振・環境C																								
19	白河市	表郷深遊度	1	4	県南振・環境C																								
20	喜多方市	慶徳町	1	7	会津振・環境C																								
21	相馬市	鳥堀野	1	11	相双振・環境C																								
22	相馬市	日下石	1	11	相双振・環境C																								
23	二本松市	郭内	1	5	県北振・環境C																								
24	二本松市	岡ノ内	1	5	県北振・環境C																								
25	田村市	大越	1	7	県中振・環境C																								
26	南相馬市	小高区飯崎	1	11	相双振・環境C																								
27	伊達市	白川田	1	6	県北振・環境C																								
28	本宮市(旧)白沢村	白岩	1	5	県北振・環境C																								
29	川俣町	秋山	1	6	県北振・環境C																								
30	南会津町	田島	1	6	南会津振・環境C																								
31	南会津町	内川	1	6	南会津振・環境C																								
32	会津坂下町	坂本	1	7	会津振・環境C																								
33	西郷村	米	1	4	県南振・環境C																								
34	矢吹町	中畑	1	11	県南振・環境C																								
35	玉川村	竜崎Ⅰ	1	5	県中振・環境C																								
36	玉川村	竜崎Ⅱ	1	5	県中振・環境C																								
37	玉川村	小高	1	5	県中振・環境C																								
38	三春町	小滝	1	7	県中振・環境C																								
39	大熊町	夫沢	1	9	相双振・環境C																								
40	大熊町	小入野	1	9	相双振・環境C																								

定期モニタリング調査 測定地点一覧表

計 画 NO	市町村名	地点(地区)名	測定 回数	測定月	測定機関	カドミウム	鉛	六価クロム	砒素	硫酸	PCB	シカ	四塩化炭素	1,2-1,1-ジクロロエタン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	1,3-ジクロロベンゼン	1,4-ジクロロベンゼン	ベンゼン	ヘンゼン	NO3+	NO2	ふっ素	ほう素			
101		横山町Ⅱ周辺地区	1	5	県中振・栗境C																											
102		横山町Ⅳ	1	5	県中振・栗境C																											
103		小作田周辺地区1	1	11	県中振・栗境C																											
104		小作田周辺地区2	1	11	県中振・栗境C																											
105		小作田周辺地区3	1	11	県中振・栗境C																											
106		南上町周辺地区1	1	5	県中振・栗境C																											
107	須賀川市	南上町周辺地区2	1	5	県中振・栗境C																											
108		南上町周辺地区3	1	5	県中振・栗境C																											
109		保土原周辺地区1	1	8	県中振・栗境C																											
110		保土原周辺地区2	1	8	県中振・栗境C																											
111		木之崎Ⅱ周辺地区	1	6	県中振・栗境C																											
112		長沼Ⅰ周辺地区1	1	6	県中振・栗境C																											
113		長沼Ⅰ周辺地区2	1	6	県中振・栗境C																											
114	喜多方市	豊川町東辺周辺地区	1	12	会津振・栗境C																											
115		吉沖	1	12	会津振・栗境C																											
116	相馬市	玉野周辺地区	1	11	相双振・栗境C																											
117		住吉周辺地区1	1	6	県北振・栗境C																											
118		住吉周辺地区2	1	6	県北振・栗境C																											
119		住吉周辺地区3	1	6	県北振・栗境C																											
120		西勝田	1	8	県北振・栗境C																											
121		東新殿	1	8	県北振・栗境C																											
122		成田周辺地区1	1	8	県北振・栗境C																											
123	二本松市	成田周辺地区2	1	8	県北振・栗境C																											
124		成田周辺地区3	1	8	県北振・栗境C																											
125		成田周辺地区4	1	8	県北振・栗境C																											
126		戸沢周辺地区1	1	8	県北振・栗境C																											
127		戸沢周辺地区2	1	8	県北振・栗境C																											
128		戸沢周辺地区3	1	8	県北振・栗境C																											
129		戸沢周辺地区4	1	8	県北振・栗境C																											
130		上大越周辺地区	1	7	県中振・栗境C																											
131	田村市	久保周辺地区1	1	7	県中振・栗境C																											
132		久保周辺地区2	1	7	県中振・栗境C																											
133		船引周辺地区	1	7	県中振・栗境C																											

定期モニタリング調査 測定地点一覧表

計画NO	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	PM10	PM2.5	鉛	六価クロム	砒素	銀	PCB	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-三クロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン	ベンゼン	トルエン	N03+	N02	SO2	CO	NOx	その他	
134		大町周辺地区1	1	9	相双振・梨境C																							
135		大町周辺地区2	1	9	相双振・梨境C																							
136		大町周辺地区3	1	9	相双振・梨境C																							
137	南相馬市	大塚	1	11	相双振・梨境C	○																						
138		小高区小高木周辺地区1	1	11	相双振・梨境C																		○					
139		小高区小高木周辺地区2	1	11	相双振・梨境C																		○					
140		小高区小高木周辺地区3	1	11	相双振・梨境C																		○					
141		本町周辺地区1	1	9	県北振・梨境C																							
142		本町周辺地区2	1	9	県北振・梨境C																							
143		南本町周辺地区	1	7	県北振・梨境C																							
144		細谷周辺地区1	1	7	県北振・梨境C																							
145		細谷周辺地区2	1	7	県北振・梨境C																							
146	伊達市	柏町西町周辺地区1	1	7	県北振・梨境C																							
147		柏町西町周辺地区2	1	7	県北振・梨境C																							
148		8丁目II周辺地区1	1	11	県北振・梨境C																							
149		大石周辺地区1	1	7	県北振・梨境C																							
150		大石周辺地区2	1	7	県北振・梨境C																							
151		大石周辺地区3	1	7	県北振・梨境C																							
152		糠沢I周辺地区1	1	12	県北振・梨境C																							
153		糠沢I周辺地区2	1	12	県北振・梨境C																							
154		糠沢I周辺地区3	1	12	県北振・梨境C																							
155	本宮市	糠沢I周辺地区4	1	12	県北振・梨境C																							
156	(旧)白沢村	糠沢I周辺地区5	1	12	県北振・梨境C																							
157		糠沢II	1	12	県北振・梨境C																							
158		糠沢IV周辺地区	1	12	県北振・梨境C																							
159		和田周辺地区	1	12	県北振・梨境C																							
160	桑折町	成田周辺地区1	1	6	県北振・梨境C				○																			
161		成田周辺地区2	1	6	県北振・梨境C				○																			
162		八反田周辺地区1	1	11	県北振・梨境C																							
163		八反田周辺地区2	1	11	県北振・梨境C																							
164		八反田周辺地区3	1	11	県北振・梨境C																							
165	川俣町	八反田周辺地区4	1	11	県北振・梨境C																							
166		飯坂周辺地区1	1	7	県北振・梨境C																							
167		飯坂周辺地区2	1	7	県北振・梨境C																							
168		山木露周辺地区2	1	6	県北振・梨境C																							
169	飯野町	明治I周辺地区	1	9	県北振・梨境C																							
170		明治II周辺地区1	1	5	県北振・梨境C						○																	
171		玉井周辺地区1	1	12	県北振・梨境C																							
172	大玉村	玉井周辺地区2	1	12	県北振・梨境C																							
173		玉井周辺地区3	1	12	県北振・梨境C																							
174		玉井周辺地区4	1	12	県北振・梨境C																							

測定方法及び報告下限値

項 目	測 定 方 法	表 示 方 法				
		単 位	報 告 下限値	報告下限 値未満の 記載方法	有効数字最大 桁数	有効数字 の最小の 位
カ ド ミ ウ ム	告示に掲げる方法	mg/l	0.001	<0.001	2桁	小数点以下 3桁
全 シ ア ン	告示に掲げる方法	mg/l	0.1	<0.1	2桁	小数点以下 1桁
鉛	告示に掲げる方法	mg/l	0.005	<0.005	2桁	小数点以下 3桁
六 価 ク ロ ム	告示に掲げる方法	mg/l	0.02	<0.02	2桁	小数点以下 2桁
砒 素	告示に掲げる方法	mg/l	0.005	<0.005	2桁	小数点以下 3桁
総 水 銀	告示に掲げる方法	mg/l	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下 4桁
ア ル キ ル 水 銀	告示に掲げる方法	mg/l	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下 4桁
P C B	告示に掲げる方法	mg/l	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下 4桁
ジ ク ロ ロ メ タ ン	告示に掲げる方法	mg/l	0.002	<0.002	2桁	小数点以下 3桁
四 塩 化 炭 素	告示に掲げる方法	mg/l	0.0002	<0.0002	2桁	小数点以下 4桁
1, 2-ジクロロエタン	告示に掲げる方法	mg/l	0.0004	<0.0004	2桁	小数点以下 4桁
1, 1-ジクロロエチレン	告示に掲げる方法	mg/l	0.002	<0.002	2桁	小数点以下 3桁
シス-1, 2-ジクロロエチレン	告示に掲げる方法	mg/l	0.004	<0.004	2桁	小数点以下 3桁
1, 1, 1-トリクロロエタン	告示に掲げる方法	mg/l	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下 4桁

項 目	測 定 方 法	表 示 方 法				
		単 位	報 告 下限値	報告下限 値未満の 記載方法	有効数字 最大 桁数	有効数字 の最小の 位
1,1,2-トリクロロエタン	告示に掲げる方法	mg/l	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下 4桁
トリクロロエチレン	告示に掲げる方法	mg/l	0.002	<0.002	2桁	小数点以下 3桁
テトラクロロエチレン	告示に掲げる方法	mg/l	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下 4桁
1,3-ジクロロプロペン	告示に掲げる方法	mg/l	0.0002	<0.0002	2桁	小数点以下 4桁
チ ウ ラ ム	告示に掲げる方法	mg/l	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下 4桁
シ マ ジ ン	告示に掲げる方法	mg/l	0.0003	<0.0003	2桁	小数点以下 4桁
チ オ ベ ン カ ル ブ	告示に掲げる方法	mg/l	0.002	<0.002	2桁	小数点以下 3桁
ベ ン ゼ ン	告示に掲げる方法	mg/l	0.001	<0.001	2桁	小数点以下 3桁
セ レ ン	告示に掲げる方法	mg/l	0.002	<0.002	2桁	小数点以下 3桁
硝 酸 性 窒 素	告示に掲げる方法	mg/l	0.1	<0.1	2桁	小数点以下 1桁
亜 硝 酸 性 窒 素	告示に掲げる方法	mg/l	0.1	<0.1	2桁	小数点以下 1桁
ふ っ 素	告示に掲げる方法	mg/l	0.08	<0.08	2桁	小数点以下 2桁
ほ う 素	告示に掲げる方法	mg/l	0.02	<0.02	2桁	小数点以下 2桁

(注) 告示とは、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号をいう。

地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準

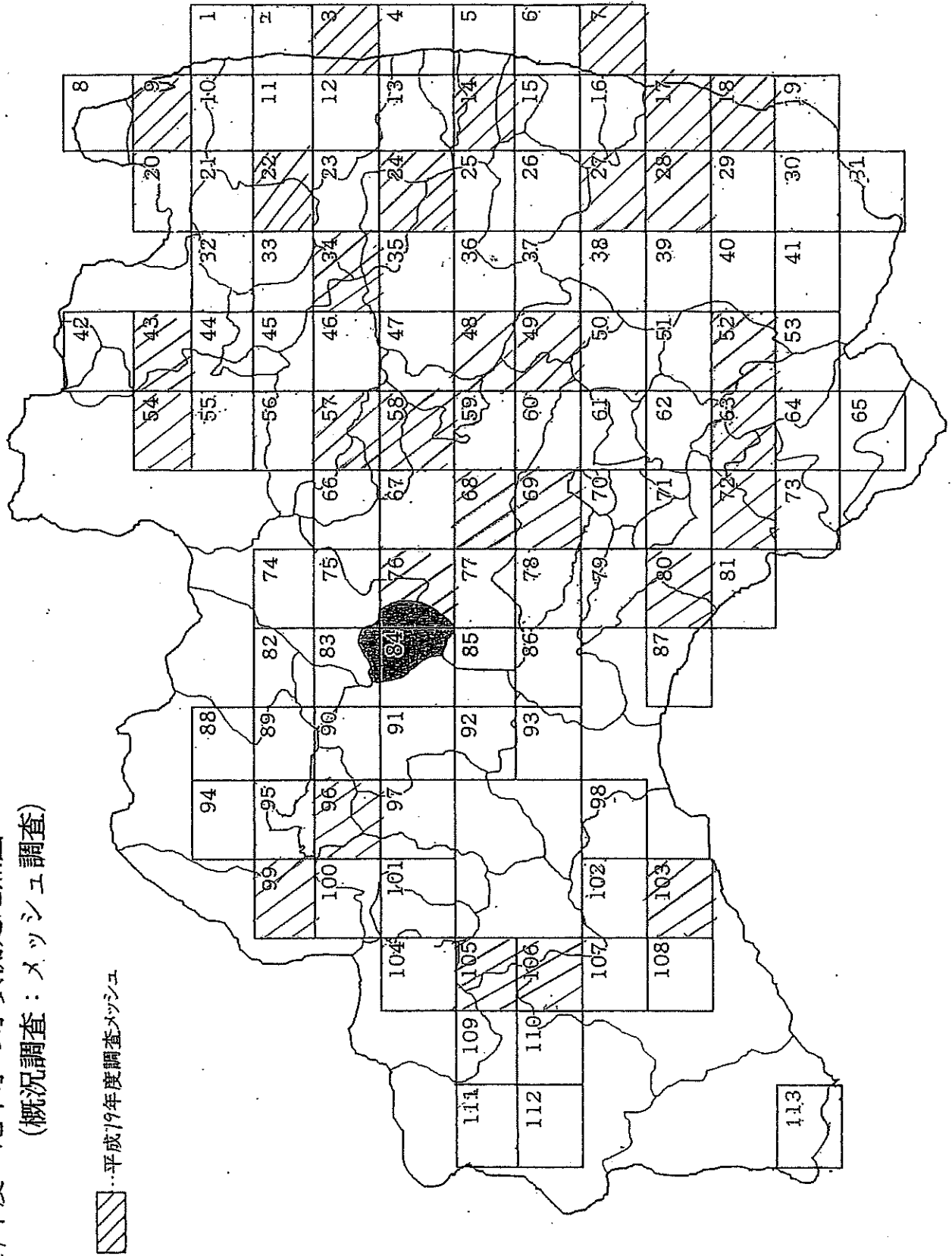
(単位: mg/l)

項 目	環 境 基 準	判 断 基 準
カ ド ミ ウ ム	0.01 以下	検出されないこと
全 シ ア ン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01 以下	検出されないこと
六 価 ク ロ ム	0.05 以下	検出されないこと
砒 素	0.01 以下	検出されないこと
総 水 銀	0.0005 以下	検出されないこと
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	検出されないこと
P C B	検出されないこと	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下	検出されないこと
四 塩 化 炭 素	0.002 以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	検出されないこと
1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	検出されないこと
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	検出されないこと
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	検出されないこと
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 以下	検出されないこと
テトラクロロエチレン	0.01 以下	検出されないこと
1,3-ジクロロプロベン	0.002 以下	検出されないこと
チ ウ ラ ム	0.006 以下	検出されないこと
シ マ ジ ン	0.003 以下	検出されないこと
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02 以下	検出されないこと
ベ ン ゼ ン	0.01 以下	検出されないこと
セ レ ン	0.01 以下	検出されないこと
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	検出されないこと
ふ っ 素	0.8 以下	検出されないこと
ほ う 素	1 以下	検出されないこと
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

地下水の水質測定結果表
(報告下限値以上の値を検出した場合)

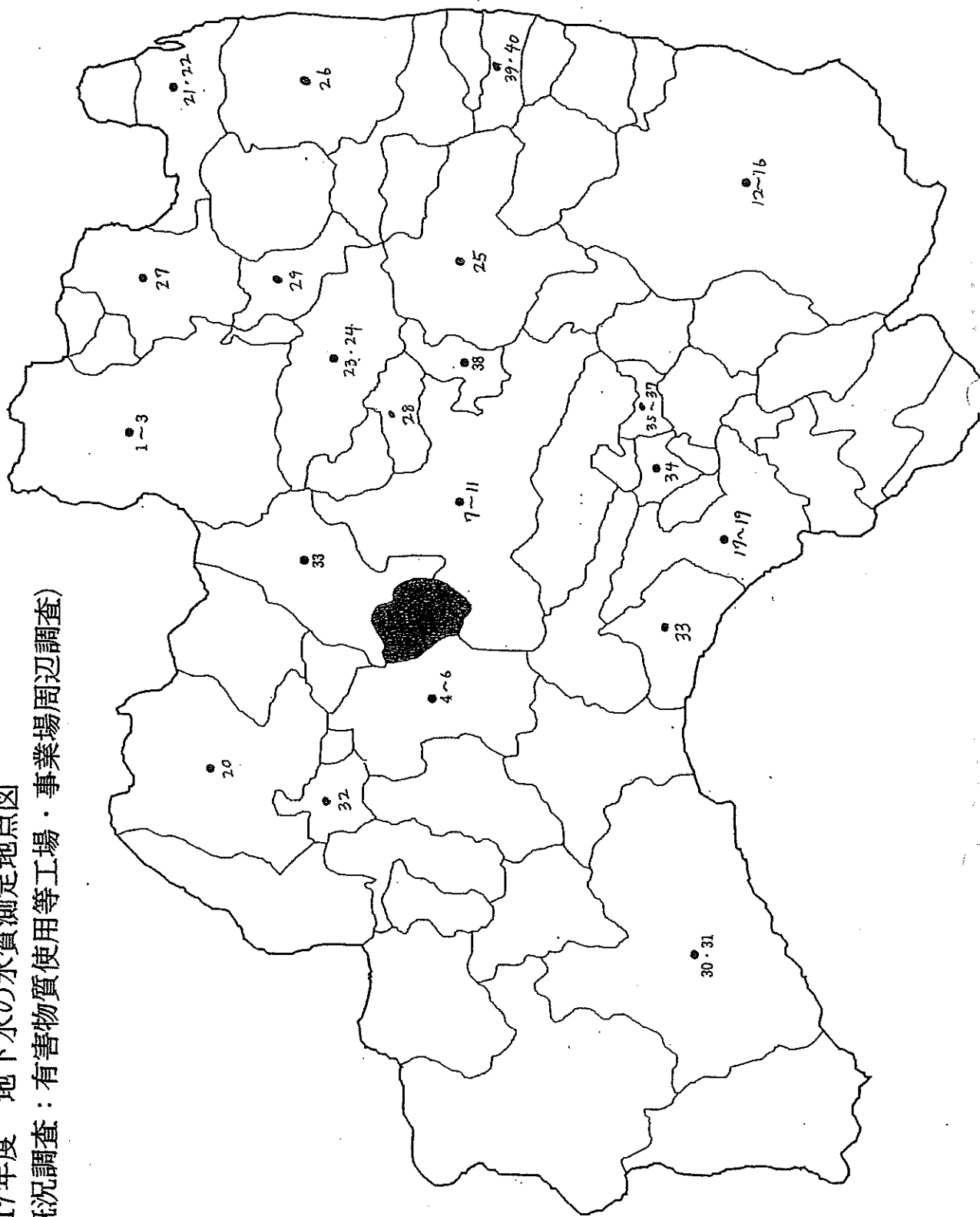
1	調査区分	メッシュ・工場等周辺・定期モニタリング・その他	計画番号	
2	地点(地区)名			
3	井戸名(所有者等)			
4	井戸所在地	市・町・村		
5	井戸深度(m)			
6	浅井戸深井戸の別	浅井戸・深井戸・不明		
7	井戸の用途			
8	上水道の接続	有・無		
9	採水年月日			
10	検出項目			
11	測定値			
(具体的な状況)				

平成19年度 地下水の水質測定地点図
 (概況調査：メッシュ調査)



▨...平成19年度調査メッシュ

平成19年度 地下水の水質測定地点図
(概況調査：有害物質使用等工場・事業場周辺調査)



平成17年度 地下水の水質測定地点図
(定期モニタリング調査)

